

平成29年11月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書
(平成29年度11月補正予算関係)

総務部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成29年11月定例会議案説明資料目次

総務部

【予算関係】

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	平成29年度鳥取県一般会計補正予算(第4号)		
	1 歳入歳出補正予算事項別明細書(総括)	財政課	1
	2 補正予算説明資料	(総括表) 営繕課	4 5
	3 歳入歳出事項別明細書		6
	4 債務負担行為に関する調書	総務課ほか	8
第2号	平成29年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算(第1号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 政策法務課	10
	2 債務負担行為に関する調書	政策法務課	1.1

【予算関係以外】
(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第8号	鳥取市の中核市移行等に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について	行財政改革局 人事企画課	12
		業務効率推進課	12
第10号	鳥取県税条例の一部改正について	税務課	15
第11号	職員の給与に関する条例等の一部改正について	行財政改革局 人事企画課	19
第12号	鳥取県行政財産使用料条例及び鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部改正について	行財政改革局 財源確保推進課	55
第22号	当せん金付証券の発売について	財政課	57
第23号	平成28年度決算の認定について	財政課	58

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第1号	平成28年度鳥取県継続費精算報告書について	総務課	59
第2号	議会の委任による専決処分の報告について (1) 職員の退職手当に関する条例の一部改正について (平成29年10月17日専決)	行財政改革局 人事企画課	60
		(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成29年11月16日専決)	税務課
第3号	長期継続契約の締結状況について	総務課	65

平成29年度鳥取県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
7 分担金及び負担金	505,976	1,800	507,776
9 国庫支出金	49,119,067	1,079,952	50,199,019
12 繰入金	17,580,732	20,545	17,601,277
13 繰越金	5,392,973	42,031	5,435,004
14 諸収入	13,115,161	1,850	13,117,011
15 県債	51,275,000	383,000	51,658,000
歳入合計	364,540,415	1,529,178	366,069,593

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総務費	27,478,034	89,045	27,567,079	87,027	5,000	660	△ 3,642
3 民生費	45,022,019	19,885	45,041,904			19,885	
4 衛生費	17,211,457	3,100	17,214,557				3,100
5 労働費	2,409,342	21,679	2,431,021				21,679
6 農林水産業費	25,287,233	112,223	25,399,456	23,500	11,000	3,650	74,073
7 商工費	20,174,498	22,981	20,197,479	16,603	9,000		△ 2,622
10 教育費	67,019,853	△ 22,405	66,997,448		31,000		△ 53,405
11 災害復旧費	5,583,061	1,282,670	6,865,731	952,822	327,000		2,848
歳出合計	364,540,415	1,529,178	366,069,593	1,079,952	383,000	24,195	42,031

歳 入

7款 分担金及び負担金

1項 分担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
1 農林水産業費分担金	31,609	△ 600	31,009	1 農地費分担金	△ 600	農地防災事業費分担金
計	31,609	△ 600	31,009			

2項 負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
4 農林水産業費負担金	216,899	2,400	219,299	1 農地費負担金	2,400	農地防災事業費負担金
計	474,367	2,400	476,767			

9款 国庫支出金

1項 国庫負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
6 災害復旧費 国庫負担金	2,483,351	626,890	3,110,241	2 土木施設災害 復旧費負担金	626,890	建設災害復旧費負担金 446,890 港湾災害復旧費負担金 180,000
計	16,159,379	626,890	16,786,269			

2項 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
2 総務費国庫補助金	2,128,585	87,027	2,215,612	1 総務管理費補助金	7,000	財産管理費補助金
				4 防災費補助金	80,027	防災総務費補助金
6 農林水産業費 国庫補助金	7,910,833	23,500	7,934,333	3 農地費補助金	23,500	土地改良費補助金 7,000 農地防災事業費補助金 16,500
7 商工費国庫補助金	263,968	16,603	280,571	3 観光費補助金	16,603	観光費補助金
11 災害復旧費 国庫補助金	915,221	325,932	1,241,153	1 農林水産施設災害 復旧費補助金	325,932	耕地災害復旧費補助金 121,223 林道施設災害復旧費補助金 204,709
計	31,572,221	453,062	32,025,283			

12款 繰入金

2項 基金繰入金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
11 安心子ども基金繰入金	318,080	19,885	337,965	1 安心子ども基金繰入金	19,885	児童福祉総務費充当
18 鳥取元気づくり 推進基金繰入金	757,521	660	758,181	1 鳥取元気づくり 推進基金繰入金	660	スポーツ振興費充当
計	17,502,706	20,545	17,523,251			

13款 繰越金

1項 繰越金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
1 繰越金	5,392,973	42,031	5,435,004	1 前年度繰越金	42,031	
計	5,392,973	42,031	5,435,004			

14款 諸 収 入

5項 受託事業収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金額	
13 農業・食品産業技術総合研究機構受託事業収入	千円 9,070	千円 △ 2,000	千円 7,070	1 農業・食品産業技術総合研究機構受託事業収入	千円 △ 2,000	
19 畜産技術協会受託事業収入	650	350	1,000	1 畜産技術協会受託事業収入	350	
計	1,435,848	△ 1,650	1,434,198			

8項 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金額	
7 雑 入	千円 2,908,140	千円 3,500	千円 2,911,640	1 雑 入	千円 3,500	
計	3,217,050	3,500	3,220,550			

15款 県 債

1項 県 債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金額	
1 総 務 債	千円 1,910,000	千円 5,000	千円 1,915,000	1 総 務 管 理 債	千円 5,000	財産管理費充当
4 農 林 水 産 業 債	2,744,000	11,000	2,755,000	3 農 地 債	11,000	農地防災事業費充当
5 商 工 債	4,538,000	9,000	4,547,000	1 工 鉱 業 債	9,000	産業技術センター費充当
8 教 育 債	4,179,000	31,000	4,210,000	1 教 育 総 務 債	31,000	教育財産管理費充当
9 災 害 復 旧 債	1,599,000	327,000	1,926,000	1 災 害 復 旧 債	327,000	耕地災害復旧費充当 3,000 林道施設災害復旧費充当 11,000 建設災害復旧費充当 223,000 港湾災害復旧費充当 90,000
計	51,275,000	383,000	51,658,000			

補正予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計) 営繕課	374,232	0	374,232	7,000	5,000		△ 12,000	
合計	99,689,263	0	99,689,263	7,000	5,000	0	△ 12,000	

<説明>

【営繕課】 県有施設営繕事業
国庫補助金及び起債充当による財源更正

平成29年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

7目 財産管理費

営繕課(内線:7085)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県有施設営繕事業	280,251	0	280,251	7,000	<3,500> 5,000		△12,000	県費負担額 △8,500
トータルコスト	338,271	0	338,271	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	7.3人	0.0人	7.3人	-				
工程表の政策目標(指標)	営繕工事の要望調査、設計指導等技術支援、小規模営繕工事の発注・支払							
事業内容の説明								
国庫補助金及び起債充実に伴う財源更正である。								

(注) 起債額の上段< >書きは交付税措置額を除いた金額である。

県費負担額は起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成29年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	2款 総務費								
	節	補正前	補正額	補正後	うち総務部				
					補正前	補正額	補正後	1項 総務管理費	
							補正前	補正額	補正後
1 報 酬	550,589		550,589	186,858		186,858	145,654		145,654
2 給 料	2,951,742		2,951,742	1,490,544		1,490,544	1,053,774		1,053,774
3 職員手当等	4,432,576		4,432,576	3,683,580		3,683,580	3,463,720		3,463,720
4 共 済 費	1,143,565		1,143,565	567,798		567,798	403,354		403,354
5 災 害 補 償 費	500		500	500		500	500		500
6 恩給及び退職年金	20,389		20,389	20,389		20,389	20,389		20,389
7 賞 金	34,264		34,264	28,499		28,499	27,439		27,439
8 報 償 費	263,104		263,104	224,627		224,627	103,858		103,858
9 旅 費	242,929		242,929	90,997		90,997	82,297		82,297
費用弁償	28,333		28,333	4,780		4,780	4,567		4,567
普通旅費	159,040		159,040	76,669		76,669	68,872		68,872
特別旅費	55,556		55,556	9,548		9,548	8,858		8,858
10 交 際 費	3,600		3,600	3,500		3,500	3,500		3,500
11 需 用 費	565,228		565,228	279,949		279,949	249,720		249,720
12 役 務 費	550,153	92	550,245	216,303		216,303	111,278		111,278
13 委 託 料	5,325,243	50,000	5,375,243	2,009,766		2,009,766	593,657		593,657
14 使用料及び賃借料	848,074		848,074	722,187		722,187	127,784		127,784
15 工事請負費	1,392,050		1,392,050	200,296		200,296	200,296		200,296
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	134,830	29,869	164,699	6,123		6,123	4,793		4,793
19 負担金、補助及び交付金	8,711,962	9,018	8,720,980	1,166,484		1,166,484	146,898		146,898
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補償、補填及び賠償金	2,000		2,000	2,000		2,000	2,000		2,000
23 償還金、利子及び割引料	170,200		170,200	30,000		30,000	30,000		30,000
24 投資及び出資金									
25 積 立 金	134,793		134,793	132,551		132,551	132,430		132,430
26 寄 附 金									
27 公 課 費	243	66	309						
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	27,478,034	89,045	27,567,079	11,062,951		11,062,951	6,903,341		6,903,341
財 国庫支出金	2,838,828	87,027	2,925,855	10,646	7,000	17,646	646	7,000	7,646
源 地 方 債	1,910,000	5,000	1,915,000	502,000	5,000	507,000	25,000	5,000	30,000
内 そ の 他	3,286,558	660	3,287,218	1,605,498	0	1,605,498	1,526,193	0	1,526,193
訳 一 般 財 源	19,442,648	△ 3,642	19,439,006	8,944,807	△ 12,000	8,932,807	5,351,502	△ 12,000	5,339,502

平成29年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	総 務 部 合 計					
	7目 財産管理費			補正前	補正額	補正後
	節	補正前	補正額			
1 報 酬	13,346		13,346	206,682		206,682
2 給 料				1,528,524		1,528,524
3 職員手当等				3,702,670		3,702,670
4 共 済 費	2,130		2,130	583,778		583,778
5 災 害 補 償 費				500		500
6 恩給及び退職年金				20,389		20,389
7 賃 金				28,499		28,499
8 報 償 費	87,778		87,778	230,345		230,345
9 旅 費	4,250		4,250	100,888		100,888
費用弁償	250		250	7,140		7,140
普通旅費	3,992		3,992	80,398		80,398
特別旅費	8		8	13,350		13,350
10 交 際 費				3,500		3,500
11 需 用 費	126,119		126,119	285,488		285,488
12 役 務 費	28,709		28,709	222,732		222,732
13 委 託 料	335,354		335,354	2,067,110		2,067,110
14 使用料及び賃借料	60,494		60,494	808,028		808,028
15 工事請負費	200,296		200,296	200,296		200,296
16 原 材 料 費						
17 公有財産購入費						
18 備品購入費	1,392		1,392	6,331		6,331
19 負担金、補助及び交付金	72,177		72,177	13,114,194		13,114,194
20 扶 助 費				1,500		1,500
21 貸 付 金						
22 補償、補填及び賠償金				2,000		2,000
23 償還金、利子及び割引料				9,195,498		9,195,498
24 投資及び出資金						
25 積 立 金				132,551		132,551
26 寄 附 金						
27 公 課 費						
28 繰 出 金				67,097,760		67,097,760
予 備 費				150,000		150,000
計	932,045		932,045	99,689,263		99,689,263
財 源						
内 国庫支出金	283	7,000	7,283	217,205	7,000	224,205
地方債	25,000	5,000	30,000	502,000	5,000	507,000
その他	145,611		145,611	15,901,878		15,901,878
一般財源	761,151	△ 12,000	749,151	83,068,180	△ 12,000	83,056,180

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額	前年度未までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源	庫 庫 支 出 金	地 方 債	其 他
	千円		千円		千円		千円		千円	千円
平成29年度 知事公邸清掃業務委託	5,520			平成30年度から 平成32年度まで	5,520					5,520
平成29年度 県庁本庁舎等清掃業務委託	28,541			平成30年度	28,541					28,541
平成29年度 県庁第二庁舎等清掃業務委託	28,475			平成30年度	28,475					28,475
平成29年度 県庁舎等植栽管理業務委託	15,462			平成30年度から 平成32年度まで	15,462					15,462
平成29年度 県庁舎議場放送設備等保守点検業務委託	4,182			平成30年度から 平成32年度まで	4,182					4,182
平成29年度 テレビ会議システム管理運営業務委託	5,211			平成30年度から 平成32年度まで	5,211					5,211
平成29年度 議会棟別館空調設備改修工事	17,427			平成30年度	17,427		13,000			4,427
平成29年度 東部庁舎清掃業務委託	22,148			平成30年度	22,148					22,148
平成29年度 東部庁舎冷温水発生機保守点検業務委託	6,327			平成30年度から 平成32年度まで	6,327					6,327
平成29年度 東部庁舎ポンプ類保守点検業務委託	531			平成30年度から 平成32年度まで	531					531
平成29年度 東部庁舎移動梯子設備保守点検業務委託	486			平成30年度から 平成32年度まで	486					486
平成29年度 県有施設清掃業務委託	60,255			平成30年度から 平成32年度まで	60,255					60,255

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源	一 般 財 源	其 他	千 円	
平成29年度 県有施設エレベーター等保守点検業務委託	千円 42,174			平成30年度から 平成32年度まで	42,174	千円	千円	千円	千円	42,174
平成29年度 県有施設電気工作物保安業務委託	996			平成30年度から 平成31年度まで	996					996
平成29年度 県有施設消防設備保守点検業務委託	420			平成30年度	420					420
平成29年度 鳥取情報ハイウェイ市道山の手通り電線共同溝運系 設備整備業務委託	2,845			平成30年度	2,845				2,845	
平成29年度 関西本部清掃業務委託	741			平成30年度から 平成32年度まで	741					741

議案第2号

平成29年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
(鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計)								
政策法務課	101,913		101,913					
合計	503,180		503,180	0	0	0	0	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	繰入金	その他	事業収入
平成29年度 文書収発業務委託	千円 15,246		千円	平成30年度から 平成32年度まで	千円 15,246	千円	千円	千円	千円 15,246

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取市の中核市移行等に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 鳥取市が中核市に移行することに伴い、関係条例について所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 （1）職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（第8条関係） 特殊勤務手当の支給要件の内、支給対象となる職員が所属する組織の名称を削る。 （2）鳥取県総合事務所等設置条例の一部改正（第9条関係） 鳥取県東部福祉保健事務所及び鳥取県東部生活環境事務所を廃止する。</p> <p>3 施行期日 施行期日は、平成30年4月1日とする。</p>

鳥取市の中核市移行等に伴う関係条例の整備に関する条例

第1条～第7条 略

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第8条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年鳥取県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(種雄牛馬等取扱手当)</p> <p>第11条 種雄牛馬等取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第2条第1項に規定する鳥獣の捕獲、搬送等の業務に従事したとき。</p> <p>2 略</p>	<p>(種雄牛馬等取扱手当)</p> <p>第11条 種雄牛馬等取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>総合事務所又は生活環境事務所に勤務する職員</u>が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第2条第1項に規定する鳥獣の捕獲、搬送等の業務に従事したとき。</p> <p>2 略</p>
<p>(狂犬病予防等業務手当)</p> <p>第16条 狂犬病予防等業務手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。ただし、第2号の業務に係る手当が支給される日については、第1号の業務に係る手当は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(狂犬病予防等業務手当)</p> <p>第16条 狂犬病予防等業務手当は、<u>総合事務所又は生活環境事務所に勤務する職員</u>が次に掲げる業務に従事したときに支給する。ただし、第2号の業務に係る手当が支給される日については、第1号の業務に係る手当は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(環境衛生検査等業務手当)</p> <p>第22条 環境衛生検査等業務手当は、職員が鳥取県石綿健康被害防止条例(平成17年鳥取県条例第67号)第11条第1項の規定に基づく石綿除去作業の立入検査の業務に従事した場合に支給する。</p> <p>2 略</p>	<p>(環境衛生検査等業務手当)</p> <p>第22条 環境衛生検査等業務手当は、<u>総合事務所又は生活環境事務所に勤務する職員</u>が鳥取県石綿健康被害防止条例(平成17年鳥取県条例第67号)第11条第1項の規定に基づく石綿除去作業の立入検査の業務に従事した場合に支給する。</p> <p>2 略</p>

第9条～第11条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2～5 略

鳥取市の中核市移行等に伴う関係条例の整備に関する条例

第1条～第8条 略

(鳥取県総合事務所等設置条例の一部改正)

第9条 鳥取県総合事務所等設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p><u>第4条及び第5条</u> 削除</p>	<p>(福祉保健事務所)</p> <p><u>第4条</u> <u>第2条第1項第7号</u>に掲げる事務を所掌させるため、福祉保健事務所を設置する。</p> <p>2 <u>福祉保健事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県東部福祉保健事務所</td> <td>鳥取市</td> <td>鳥取市、岩美郡及び八頭郡</td> </tr> </tbody> </table> <p>(生活環境事務所)</p> <p><u>第5条</u> <u>第2条第1項第8号</u>に掲げる事務を所掌させるため、生活環境事務所を設置する。</p> <p>2 <u>生活環境事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県東部生活環境事務所</td> <td>鳥取市</td> <td>鳥取市、岩美郡及び八頭郡</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	鳥取県東部福祉保健事務所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭郡	名称	位置	所管区域	鳥取県東部生活環境事務所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭郡
名称	位置	所管区域											
鳥取県東部福祉保健事務所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭郡											
名称	位置	所管区域											
鳥取県東部生活環境事務所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭郡											

第10条～第11条 略

附 則

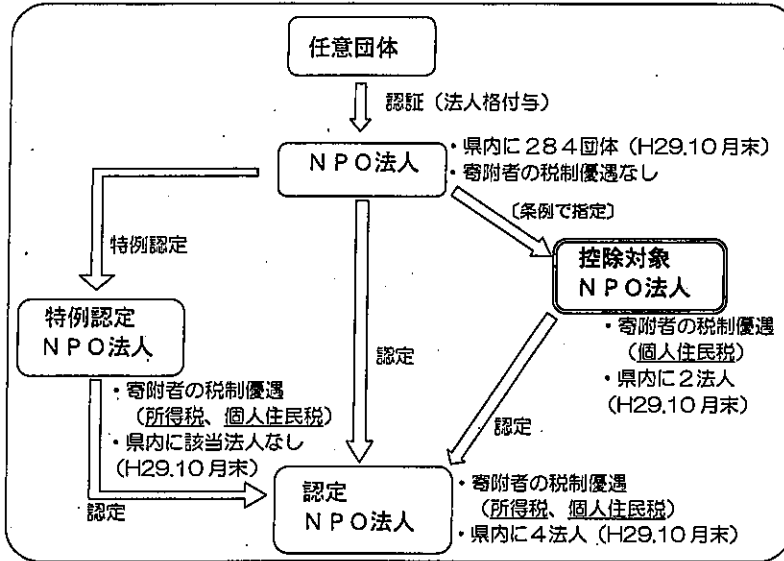
(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2～5 略

条 例 名 等	鳥取県税条例の一部改正について																			
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>(1) 控除対象特定非営利活動法人の指定要件に適合する特定非営利活動法人について、寄附金税額控除の対象に加える。</p> <p>(2) 森林環境の保全及び森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成に資する施策に要する費用に充てるために課す森林環境保全税の適用期間を延長する。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">(適用期間を延長する理由) 引き続き県民みんなで森林を守り育てる必要があることから、森林の持つ公益的機能の発揮のための森林整備や森林を守り育てる意識を醸成するための事業を引き続き実施していく必要があるため。</p> <p>(3) 産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てるために課す産業廃棄物処分場税の適用期間を延長する。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">(適用期間を延長する理由) 産業廃棄物処分場税の目的とする産業廃棄物処理施設の設置促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生等に関する施策展開は引き続き必要であるため。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金に平成30年1月1日から平成34年12月31日までの間に特定非営利活動法人ハーモニカレッジに対してなされた寄附金を加える。</p> <p>(2) 森林環境保全税に係る県民税の均等割の税率の特例の適用期間を5年間延長し、個人にあっては平成34年度(現行 平成29年度)までの各年度、法人にあっては平成35年3月31日(現行 平成30年3月31日)までの間に開始する各事業年度等を対象とする。併せて、森林環境の保全のため、国の新たな税制上の措置が講じられる場合においては、税率の特例のあり方について、必要な検討を行うものとする。</p> <p>(3) 産業廃棄物処分場税の適用期間を5年間延長し、平成35年3月31日(現行 平成30年3月31日)までの県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入を課税対象とする。</p> <p>(4) 施行期日は、公布日とする。ただし、(3)に関する事項は、規則で定める日から施行する。</p> <p>【参考】 <控除対象寄附金の状況></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">控除対象寄附金に係る法人等の区分</th> <th>適用状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>都道府県、市町村(ふるさと寄附金)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>共同募金会、日本赤十字社</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>特定公益増進法人 (独立行政法人、公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人等)</td> <td rowspan="3">★ } 条例で包括的に指定 (指定済)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>認定特定公益信託</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>認定特定非営利活動法人(認定NPO法人)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>控除対象特定非営利活動法人(控除対象NPO法人)</td> <td>★ 条例で個別に指定(今回指定する法人の適用区分)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) ○: 全国一律に控除対象となるもの、★: 条例指定により控除対象となるもの</p> <p><今回指定する法人の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 特定非営利活動法人ハーモニカレッジ ・主たる事務所の所在地 八頭郡八頭町才代299 ・設立年月日 平成25年4月1日 ・事業内容 動物や自然を媒体とした青少年の健全育成及び社会教育の推進に寄与する事業等 	控除対象寄附金に係る法人等の区分		適用状況	1	都道府県、市町村(ふるさと寄附金)	○	2	共同募金会、日本赤十字社	○	3	特定公益増進法人 (独立行政法人、公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人等)	★ } 条例で包括的に指定 (指定済)	4	認定特定公益信託	5	認定特定非営利活動法人(認定NPO法人)	6	控除対象特定非営利活動法人(控除対象NPO法人)	★ 条例で個別に指定(今回指定する法人の適用区分)
控除対象寄附金に係る法人等の区分		適用状況																		
1	都道府県、市町村(ふるさと寄附金)	○																		
2	共同募金会、日本赤十字社	○																		
3	特定公益増進法人 (独立行政法人、公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人等)	★ } 条例で包括的に指定 (指定済)																		
4	認定特定公益信託																			
5	認定特定非営利活動法人(認定NPO法人)																			
6	控除対象特定非営利活動法人(控除対象NPO法人)	★ 条例で個別に指定(今回指定する法人の適用区分)																		

<認定NPO法人及び控除対象NPO法人等の関連イメージ>



<森林環境保全税及び産業廃棄物処分場税の概要 (現行)>

区分	森林環境保全税	産業廃棄物処分場税
目的	・森林の持つ公益的機能の発揮のための森林整備及び森林を守り育てる意識の醸成	・産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他の適正な処理の促進
納税義務者	・県民税均等割を納付する個人又は法人	・県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者
課税方法	・県民税均等割の超過課税	・特別徴収義務者 (最終処分業者) からの申告納入等
税率	・個人 年間500円 ・法人 年間1,000円～40,000円 (均等割額の5%相当額)	・県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入重量1トンにつき1,000円
H28年度税込	・179,228千円	・11,708千円
税込用途	・間伐の遅れた人工林の整備 ・森林の保全・整備 ・森林景観対策 ・竹林対策 ・森林を守り育てる意識の醸成 ・制度の普及啓発等	・産業廃棄物処理施設周辺地域の整備のための交付金 ・リサイクル技術の研究開発に対する助成
適用期間	・平成17年度～19年度 (3年間) ・平成20年度～24年度 (5年間) ・平成25年度～29年度 (5年間)	・平成15年度～17年度 (3年間) ・平成18年度～19年度 (2年間) ・平成20年度～24年度 (5年間) ・平成25年度～29年度 (5年間)

<国が検討している森林環境税 (仮称) の概要>

※総務省が設置する「森林吸収源対策税制に関する検討会」において検討されているもの

趣旨・目的	・所有者等による自発的な間伐等が見込めない森林においても、その公益的機能が持続的に発揮されるよう、市町村が主体となって実施する新たな森林整備等のための財源を確保する。
納税義務者	・個人住民税を納付する個人
課税方法	・個人住民税均等割に国税として上乗せ
税率	・未定
導入時期	・未定
税込用途	・条件不利な森林について市町村が森林所有者に代わって行う間伐等 ・条件不利な森林の所有者に対する間伐への取組要請などの働きかけ
地方への配分方法	・市町村が徴収し、都道府県が集約して国に払い込んだ税込の全額を、各市町村の人工林かつ民有林の面積に応じて市町村に譲与税として配分

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前																					
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の4 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">主たる事務所 の所在地</th> <th style="text-align: center;">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人倉吉鴨水館</td> <td>倉吉市下田中町801</td> <td>平成27年8月1日から平成32年7月31日まで</td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人ハーモニカレッジ</td> <td>八頭郡八頭町才代299</td> <td>平成30年1月1日から平成34年12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	名称	主たる事務所 の所在地	期間	略			特定非営利活動法人倉吉鴨水館	倉吉市下田中町801	平成27年8月1日から平成32年7月31日まで	特定非営利活動法人ハーモニカレッジ	八頭郡八頭町才代299	平成30年1月1日から平成34年12月31日まで	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の4 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">主たる事務所 の所在地</th> <th style="text-align: center;">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人倉吉鴨水館</td> <td>倉吉市下田中町801</td> <td>平成27年8月1日から平成32年7月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	名称	主たる事務所 の所在地	期間	略			特定非営利活動法人倉吉鴨水館	倉吉市下田中町801	平成27年8月1日から平成32年7月31日まで
名称	主たる事務所 の所在地	期間																				
略																						
特定非営利活動法人倉吉鴨水館	倉吉市下田中町801	平成27年8月1日から平成32年7月31日まで																				
特定非営利活動法人ハーモニカレッジ	八頭郡八頭町才代299	平成30年1月1日から平成34年12月31日まで																				
名称	主たる事務所 の所在地	期間																				
略																						
特定非営利活動法人倉吉鴨水館	倉吉市下田中町801	平成27年8月1日から平成32年7月31日まで																				
<p>(個人の均等割の税率の特例)</p> <p>第53条の19 平成20年度から平成34年度までの各年度分の個人の均等割の税率は、第27条の規定にかかわらず、同条本文又は同条ただし書に定める額に500円を加算した額とする。</p>	<p>(個人の均等割の税率の特例)</p> <p>第53条の19 平成20年度から平成29年度までの各年度分の個人の均等割の税率は、第27条の規定にかかわらず、同条本文又は同条ただし書に定める額に500円を加算した額とする。</p>																					
<p>(法人の均等割の税率の特例)</p> <p>第53条の20 平成20年4月1日から平成35年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は法第52条第2項第4号の期間に係る法人の均等割の税率は、第41条の規定にかかわらず、同条の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額に次の表の加算額の欄に定める額を加算した額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略	<p>(法人の均等割の税率の特例)</p> <p>第53条の20 平成20年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は法第52条第2項第4号の期間に係る法人の均等割の税率は、第41条の規定にかかわらず、同条の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額に次の表の加算額の欄に定める額を加算した額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略																			
略																						
略																						
<p>(産業廃棄物処分場税の適用期間)</p> <p>第232条 産業廃棄物処分場税は、平成35年3月31日までに行われる産業廃棄物の最終処分場への搬入について適用する。</p>	<p>(産業廃棄物処分場税の適用期間)</p> <p>第232条 産業廃棄物処分場税は、平成30年3月31日までに行われる産業廃棄物の最終処分場への搬入について適用する。</p>																					

<p>附 則</p> <p>第1条～第17条 略</p> <p><u>(国の税制改正に伴う検討)</u></p> <p>第18条 <u>森林環境の保全のため、国の新たな税制上の措置が講じられる場合においては、第53条の19及び第53条の20の規定による税率の特例のあり方について、必要な検討を行うものとする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>第1条～第17条 略</p>
--	------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第232条の改正規定は、規則で定める日から施行する。

条 例 名 等	職員の給与に関する条例等の一部改正について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」に鑑み、一般職の職員の給料表の改定等を行うとともに、一般職の職員に準じ、「鳥取県知事等の給与に関する有識者会議」の意見を踏まえ、知事の給与等の額の改定を行う。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 職員の給与に関する条例の一部改正 ア 全給料表を改める。(平均0.7%引上げ) イ 初任給調整手当の上限額を月額414,300円に引き上げる。(現行 413,800円) ウ 扶養手当の月額を見直す。 (ア) 子の扶養手当の月額を9,200円に引き上げる。(現行 7,900円) (イ) 平成29年度における子の扶養手当の月額を8,000円に引き上げる。 (現行 6,700円)</p> <p>(2) (1)の改正に準じ、次の条例について所要の改正を行う。 ア 任期付研究員の採用等に関する条例 イ 任期付職員の採用等に関する条例 ウ 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例 エ 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 オ 土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例</p> <p>(3) 施行期日等 ア 施行期日は、公布日とする。 イ (1)ア及びイ並びにウ(イ)は、平成29年4月1日から、ウ(ア)は、平成30年4月1日から適用する。 ウ 所要の経過措置を講じる。</p> <p>【参 考】 「鳥取県知事等の給与に関する有識者会議」の意見 一般職の職員に準じ、知事等の給与を引き上げることに異論はない。</p>

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から9年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>41万4,300円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>5万700円</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。) 1人につき<u>9,200円</u></p> <p>4 略</p> <p>第9条 新たに職員となった者に扶養親族(行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、行政9級職員等から行政9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにそ</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から9年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>41万3,800円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>5万600円</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。) 1人につき<u>7,900円</u></p> <p>4 略</p> <p>第9条 新たに職員となった者に扶養親族(行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、行政9級職員等から行政9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにそ</p>

の旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 略

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び行政9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

2・3 略

の旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 略

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項、第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び行政9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

2・3 略

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	143,000	193,300	229,600	262,800	288,900	319,500	363,400	408,900	459,400
	2	144,100	195,100	231,200	264,700	291,100	321,700	366,000	411,300	462,500
	3	145,300	196,900	232,700	266,500	293,400	324,000	368,500	413,800	465,500
	4	146,400	198,700	234,300	268,600	295,500	326,200	371,100	416,200	468,500
	5	147,500	200,300	235,800	270,400	297,500	328,400	373,000	418,200	471,500
	6	148,600	202,100	237,500	272,300	299,800	330,400	375,500	420,500	474,500
	7	149,700	203,900	239,000	274,200	302,100	332,600	377,800	422,600	477,500
	8	150,900	205,700	240,600	276,300	304,300	334,800	380,300	424,800	480,600
	9	152,000	207,400	241,900	278,400	306,300	336,800	382,800	426,800	483,300
	10	153,400	209,200	243,400	280,400	308,600	339,000	385,600	428,900	486,500
	11	154,700	211,000	245,000	282,500	310,800	341,000	388,200	431,000	489,500
	12	156,000	212,800	246,400	284,600	313,100	343,200	390,900	433,100	492,600
	13	157,300	214,200	247,900	286,600	315,200	345,000	393,300	434,800	495,300
	14	158,800	216,000	249,400	288,700	317,300	347,000	395,600	436,600	497,600
	15	160,300	217,800	250,800	290,700	319,600	349,100	397,800	438,600	499,900
	16	161,900	219,600	252,200	292,700	321,700	351,200	400,200	440,600	502,200
	17	163,200	221,300	253,700	294,600	323,700	352,900	402,000	442,500	504,300
	18	164,700	223,000	255,400	296,600	325,700	354,900	404,000	444,300	505,700
	19	166,200	224,600	257,100	298,700	327,700	356,700	405,900	446,100	507,200
	20	167,700	226,200	258,900	300,700	329,700	358,600	407,700	447,800	508,600
	21	169,100	227,700	260,500	302,700	331,500	360,600	409,600	449,600	509,800
	22	171,800	229,400	262,300	304,800	333,600	362,500	411,400	451,100	511,200
	23	174,400	231,000	264,000	306,800	335,600	364,500	413,200	452,600	512,700
	24	177,000	232,600	265,700	308,900	337,700	366,400	415,100	454,100	514,200
	25	179,700	233,800	267,700	310,600	339,100	368,400	416,900	455,500	515,300
	26	181,400	235,300	269,600	312,700	341,000	370,300	418,500	456,800	516,400
27	183,100	236,700	271,400	314,700	342,900	372,300	420,000	458,100	517,600	

28	184,900	238,000	273,200	316,700	344,800	374,300	421,600	459,300	518,900
29	186,400	239,300	274,900	318,600	346,500	375,800	423,200	460,300	519,900
30	188,200	240,500	276,800	320,600	348,400	377,600	424,500	461,000	520,800
31	190,000	241,500	278,700	322,700	350,300	379,400	425,800	461,800	521,700
32	191,700	242,700	280,400	324,800	352,200	381,000	427,000	462,500	522,600
33	193,300	244,000	282,000	326,100	354,100	382,800	428,200	463,200	523,400
34	194,800	245,200	283,900	328,100	355,900	384,200	429,500	464,000	
35	196,300	246,400	285,800	330,000	357,700	385,800	430,800	464,700	
36	197,800	247,700	287,700	332,100	359,400	387,400	432,000	465,300	
37	199,100	248,600	289,300	334,000	360,800	388,800	433,200	465,800	
38	200,400	250,000	291,000	335,900	362,100	390,000	434,000	466,400	
39	201,700	251,500	292,800	337,900	363,500	391,200	434,800	467,000	
40	203,000	253,000	294,600	339,800	364,900	392,300	435,600	467,600	
41	204,300	254,400	296,200	341,700	366,200	393,400	436,200	468,100	
42	205,600	255,800	297,900	343,600	367,100	394,600	436,900		
43	206,900	257,200	299,400	345,400	368,200	395,800	437,600		
44	208,200	258,500	301,000	347,300	369,300	396,900	438,300		
45	209,400	259,700	302,600	348,800	370,100	397,600	439,100		
46	210,700	261,000	304,300	350,200	371,000	398,300	439,900		
47	212,000	262,400	305,900	351,800	371,900	399,000	440,300		
48	213,300	263,700	307,600	353,300	372,800	399,700	441,000		
49	214,400	264,900	308,600	354,900	373,700	400,300	441,500		
50	215,500	266,000	310,100	355,700	374,500	400,900	441,900		
51	216,500	267,300	311,600	356,900	375,300	401,400	442,300		
52	217,700	268,600	313,200	357,900	376,100	401,800	442,700		
53	218,800	269,600	314,800	358,800	376,800	402,200	443,100		
54	219,800	270,700	316,400	359,900	377,500	402,500			
55	220,700	272,000	318,100	360,800	378,200	402,800			
56	221,700	273,300	319,600	361,900	378,900	403,100			
57	222,200	274,300	321,100	362,800	379,400	403,400			
58	223,100	275,300	322,300	363,500	380,000	403,700			
59	223,900	276,200	323,500	364,200	380,600	404,000			
60	224,800	277,300	324,700	364,900	381,300	404,300			
61	225,500	278,400	325,400	365,300	381,700	404,600			
62	226,500	279,400	326,300	365,900	382,400	404,900			
63	227,300	280,300	327,100	366,600	383,000	405,200			
64	228,200	281,300	327,900	367,300	383,600	405,500			
65	228,900	281,900	328,800	367,600	384,000	405,800			
66	229,700	282,800	329,200	368,300	384,700	406,100			
67	230,600	283,500	329,900	369,000	385,300	406,400			
68	231,700	284,500	330,700	369,700	385,900	406,700			
69	232,400	285,500	331,500	370,000	386,300	406,900			
70	233,100	286,300	332,200	370,600	386,800	407,200			
71	233,700	287,100	332,900	371,300	387,300	407,500			
72	234,500	287,900	333,600	371,900	387,900	407,800			

73	235,300	288,700	334,100	372,200	388,200	408,000
74	236,000	289,200	334,700	372,800	388,600	408,300
75	236,700	289,600	335,200	373,500	389,000	408,600
76	237,300	290,100	335,800	374,100	389,400	408,800
77	238,000	290,200	336,100	374,500	389,700	409,000
78	238,800	290,600	336,600	375,000	390,000	409,300
79	239,600	290,800	337,000	375,600	390,300	409,600
80	240,300	291,200	337,500	376,100	390,600	409,800
81	240,900	291,400	337,900	376,600	390,800	410,000
82	241,600	291,600	338,400	377,200	391,100	
83	242,300	292,000	338,900	377,700	391,400	
84	243,000	292,300	339,400	378,000	391,600	
85	243,600	292,600	339,700	378,400	391,800	
86	244,300	292,900	340,100	378,900	392,100	
87	245,000	293,200	340,600	379,300	392,400	
88	245,700	293,600	341,000	379,700	392,600	
89	246,300	293,900	341,300	380,100	392,800	
90	246,800	294,300	341,700	380,600	393,100	
91	247,100	294,600	342,200	381,000	393,400	
92	247,500	295,000	342,600	381,400	393,600	
93	247,800	295,100	342,800	381,700	393,800	
94		295,300	343,200			
95		295,700	343,700			
96		296,100	344,100			
97		296,300	344,200			
98		296,600	344,700			
99		297,000	345,100			
100		297,400	345,400			
101		297,600	345,700			
102		297,900	346,100			
103		298,300	346,500			
104		298,600	346,900			
105		298,800	347,400			
106		299,100	347,800			
107		299,500	348,200			
108		299,800	348,600			
109		300,000	349,100			
110		300,400	349,500			
111		300,800	349,800			
112		301,100	350,100			
113		301,200	350,600			
114		301,500	351,100			
115		301,800	351,400			
116		302,200	351,700			
117		302,400	352,200			

	118		302,600							
	119		302,900							
	120		303,200							
	121		303,600							
	122		303,800							
	123		304,100							
	124		304,400							
	125		304,700							
再任用 職員		187,900	215,400	255,600	275,000	290,200	315,600	357,500	390,700	441,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 公安職給料表（第3条関係）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員			円	円	円	円	円	円	円	円	
1			166,500	182,200	208,800	249,000	292,700	319,300	347,800	382,400	423,700
2			168,200	184,100	210,800	250,900	294,700	321,500	350,000	384,700	425,500
3			170,000	185,900	212,800	252,700	296,800	323,800	352,400	386,700	427,400
4			171,700	187,700	214,800	254,500	299,100	325,900	354,600	388,800	429,300
5			173,200	189,600	216,800	256,200	300,900	328,200	356,600	390,500	430,700
6			175,100	191,900	218,900	258,000	303,100	330,400	358,700	392,500	432,400
7			176,900	194,200	220,900	259,600	305,200	332,700	360,900	394,300	434,000
8			178,800	196,500	222,800	261,300	307,400	334,900	363,100	396,100	435,500
9			180,500	198,700	224,900	262,600	309,400	336,700	364,900	397,900	437,100
10			182,200	201,300	226,700	264,200	311,600	339,000	367,100	399,900	438,800
11			184,000	203,800	228,500	265,500	313,900	341,200	369,100	401,900	440,400
12			185,700	206,300	230,300	266,800	316,000	343,500	371,300	404,000	442,000
13			187,600	208,600	232,200	268,400	318,200	345,500	373,200	405,700	443,100
14			189,700	210,400	234,100	269,800	320,500	347,600	375,300	407,800	444,700
15			191,800	212,200	236,000	270,900	322,700	349,800	377,400	409,800	446,500
16			193,900	214,000	237,900	272,200	324,900	352,000	379,500	411,900	448,300
17			196,100	215,900	239,500	273,100	326,700	354,100	381,100	413,600	449,900
18			198,500	217,900	241,300	274,500	329,000	356,100	383,100	415,300	451,800
19			200,900	219,800	243,100	275,900	331,100	358,100	385,100	417,000	453,600
20			203,300	221,600	244,900	277,300	333,400	360,200	387,100	418,700	455,300
21			205,800	223,300	246,500	278,600	335,400	362,000	388,900	420,400	456,900
22			207,600	225,100	247,900	280,000	337,400	364,000	391,000	422,000	458,600
23			209,400	226,900	249,100	281,300	339,500	365,900	393,100	423,400	460,200
24			211,200	228,700	250,400	282,800	341,500	368,000	395,100	424,900	462,000
25			213,100	230,400	251,800	284,000	343,400	369,700	396,800	426,200	463,500
26			214,900	232,100	253,100	286,000	345,500	371,700	398,800	427,600	464,900
27			216,700	233,800	254,400	288,000	347,400	373,700	400,900	429,100	466,400
28			218,500	235,500	255,600	290,000	349,400	375,700	403,000	430,700	467,700
29			220,400	236,900	256,800	291,900	351,400	377,600	404,500	432,000	468,900

30	222, 200	238, 700	257, 900	293, 900	353, 500	379, 700	406, 300	433, 700	469, 600
31	224, 000	240, 500	259, 200	295, 700	355, 400	381, 800	408, 000	435, 400	470, 300
32	225, 800	242, 300	260, 300	297, 600	357, 500	383, 800	409, 700	437, 000	471, 000
33	227, 500	243, 700	260, 900	299, 400	359, 000	385, 800	411, 400	438, 400	471, 500
34	229, 200	245, 200	262, 100	301, 200	361, 000	387, 900	412, 900	440, 100	472, 300
35	230, 900	246, 500	263, 200	303, 100	362, 900	390, 000	414, 500	441, 800	473, 000
36	232, 600	247, 900	264, 400	304, 900	365, 000	391, 900	416, 000	443, 400	473, 600
37	234, 000	249, 200	265, 300	306, 700	366, 900	393, 600	417, 300	444, 800	473, 900
38	235, 800	250, 500	266, 500	308, 600	369, 000	395, 100	418, 900	445, 500	
39	237, 600	251, 800	267, 500	310, 500	371, 000	396, 400	420, 400	446, 200	
40	239, 400	253, 000	268, 500	312, 200	373, 000	397, 800	421, 900	446, 900	
41	240, 800	254, 200	269, 700	314, 000	375, 000	399, 000	423, 400	447, 300	
42	242, 200	255, 400	271, 100	315, 800	377, 100	400, 100	424, 700	447, 900	
43	243, 500	256, 500	272, 400	317, 800	379, 200	401, 100	426, 000	448, 600	
44	244, 700	257, 600	273, 600	319, 700	381, 200	402, 100	427, 200	449, 200	
45	246, 000	258, 400	274, 700	321, 400	382, 900	403, 300	428, 200	450, 000	
46	247, 100	259, 500	276, 200	323, 300	384, 700	404, 500	428, 900	450, 700	
47	248, 100	260, 600	277, 700	325, 200	386, 300	405, 600	429, 700	451, 200	
48	249, 000	261, 800	279, 300	327, 000	388, 000	406, 800	430, 500	451, 800	
49	249, 900	262, 700	281, 100	328, 500	389, 400	408, 100	431, 000	452, 300	
50	251, 100	263, 900	282, 800	330, 100	390, 400	408, 900	431, 400	452, 600	
51	252, 300	264, 900	284, 600	331, 500	391, 400	409, 700	431, 800	452, 900	
52	253, 400	266, 000	286, 100	333, 200	392, 400	410, 400	432, 100	453, 300	
53	254, 100	267, 200	287, 600	334, 700	393, 700	410, 900	432, 400	453, 700	
54	255, 300	268, 200	289, 400	336, 400	394, 800	411, 600	432, 800	453, 900	
55	256, 200	269, 600	291, 100	338, 100	395, 900	412, 300	433, 100	454, 200	
56	257, 400	270, 800	292, 800	339, 900	397, 100	412, 900	433, 400	454, 400	
57	258, 400	271, 800	294, 300	340, 900	398, 400	413, 600	433, 700	454, 800	
58	259, 400	273, 400	296, 000	342, 600	399, 200	414, 000	434, 000		
59	260, 200	274, 800	297, 800	344, 200	400, 000	414, 600	434, 300		
60	261, 200	276, 400	299, 600	345, 800	400, 700	415, 200	434, 600		
61	262, 300	278, 000	301, 000	347, 400	401, 200	415, 600	434, 900		
62	263, 300	279, 600	302, 800	349, 100	401, 900	416, 200	435, 200		
63	264, 400	281, 200	304, 600	350, 800	402, 600	416, 700	435, 500		
64	265, 300	282, 700	306, 300	352, 600	403, 300	417, 200	435, 800		
65	266, 400	284, 100	307, 700	354, 200	403, 600	417, 700	436, 100		
66	267, 600	285, 600	309, 400	355, 800	404, 300	418, 400	436, 400		
67	268, 800	287, 100	310, 800	357, 400	405, 000	418, 800	436, 700		
68	270, 100	288, 500	312, 500	359, 000	405, 600	419, 300	437, 000		
69	271, 300	290, 100	313, 900	360, 200	406, 000	419, 700	437, 200		
70	272, 700	291, 600	315, 300	361, 600	406, 500	420, 000	437, 500		
71	274, 100	293, 200	316, 700	362, 900	407, 100	420, 300	437, 800		
72	275, 400	294, 800	318, 300	364, 300	407, 600	420, 600	438, 100		
73	276, 600	296, 000	319, 100	365, 500	408, 100	420, 900	438, 300		
74	278, 000	297, 400	320, 700	366, 700	408, 500	421, 200	438, 600		

75	279,400	298,900	322,200	368,000	409,000	421,500	438,900
76	280,600	300,400	323,900	369,300	409,500	421,800	439,200
77	281,800	301,400	325,700	370,600	410,000	422,000	439,400
78	283,000	302,900	327,400	371,800	410,500	422,300	439,700
79	284,300	304,100	329,000	373,000	411,100	422,600	440,000
80	285,300	305,600	330,600	374,200	411,600	422,900	440,300
81	286,400	306,900	332,300	375,400	412,000	423,100	440,500
82	287,600	308,300	334,000	376,600	412,600	423,400	
83	288,900	309,500	335,600	377,700	413,100	423,700	
84	290,200	310,900	337,300	378,900	413,300	423,900	
85	291,400	311,900	338,700	380,000	413,600	424,100	
86	292,600	313,400	340,200	380,600		424,400	
87	293,500	314,700	341,700	381,100		424,700	
88	294,700	316,200	343,200	381,700		424,900	
89	295,700	317,800	344,500	382,300		425,100	
90	296,900	319,300	345,700	382,900		425,400	
91	298,000	320,700	347,000	383,500		425,700	
92	299,200	322,200	348,300	384,100		425,900	
93	299,800	323,500	349,700	384,400		426,100	
94	301,100	324,800	351,300	385,000			
95	302,200	326,200	352,800	385,600			
96	303,500	327,500	354,300	386,100			
97	304,600	328,700	355,600	386,500			
98	305,800	330,000	356,800	386,900			
99	307,000	331,300	357,900	387,500			
100	308,200	332,600	359,100	388,000			
101	309,400	334,000	360,200	388,400			
102	310,400	334,900	361,300	388,900			
103	311,500	336,000	362,400	389,500			
104	312,500	337,200	363,600	390,000			
105	313,300	338,300	364,800	390,300			
106	313,900	339,400	365,300	390,700			
107	314,500	340,400	365,900	391,200			
108	315,200	341,500	366,500	391,500			
109	315,700	342,700	367,100	391,800			
110	316,200	343,700	367,600	392,300			
111	316,700	344,700	368,100	392,800			
112	317,300	345,600	368,600	393,300			
113	318,200	346,500	369,000	393,600			
114	318,900	347,400	369,400	394,100			
115	319,600	348,400	370,000	394,600			
116	320,300	349,400	370,500	395,100			
117	320,900	350,400	370,900	395,400			
118	321,700	350,900	371,400	395,900			
119	322,400	351,600	372,000	396,400			

120	323,200	352,200	372,500	396,900						
121	323,800	352,500	372,600	397,300						
122	324,100	352,900	373,200	397,800						
123	324,600	353,400	373,700	398,200						
124	325,100	353,800	374,100	398,700						
125	325,400	354,200	374,600	399,100						
126		354,600	375,100							
127		355,100	375,600							
128		355,500	376,100							
129		355,900	376,400							
130		356,300	376,900							
131		356,700	377,400							
132		357,100	377,900							
133		357,300	378,200							
134		357,800	378,700							
135		358,200	379,100							
136		358,500	379,500							
137		358,800	379,800							
138		359,200	380,300							
139		359,700	380,800							
140		360,200	381,300							
141		360,500	381,600							
142		361,000	382,100							
143		361,500	382,600							
144		362,000	383,100							
145		362,300	383,400							
再任用 職員		241,800	253,600	257,700	289,100	305,600	319,800	343,400	378,600	410,300

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア 教育職給料表（1）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
1		156,800	201,200	261,900	330,200	417,700
2		158,300	202,900	264,400	332,400	419,600
3		159,800	204,600	266,700	334,700	421,400
4		161,300	206,300	269,000	336,800	423,100
5		163,000	208,100	271,600	339,100	424,600
6		164,900	209,800	274,000	341,300	426,100
7		166,700	211,500	276,200	343,600	428,000
8		168,500	213,100	278,400	345,900	429,900
9		170,300	214,900	280,700	347,700	431,700
10		172,400	216,800	283,000	349,800	433,500
11		174,400	218,800	285,500	352,000	435,400

12	176,400	220,700	287,700	354,100	437,200
13	178,400	222,400	290,100	356,200	438,900
14	180,600	224,400	292,200	358,200	440,800
15	182,800	226,400	294,100	360,200	442,600
16	185,100	228,400	296,100	362,200	444,500
17	187,400	230,300	298,200	364,000	446,200
18	190,000	233,000	300,700	365,900	448,000
19	192,500	235,700	303,200	367,700	449,800
20	195,000	238,400	305,900	369,700	451,700
21	197,500	241,000	308,200	371,300	453,300
22	199,200	243,800	310,800	373,200	455,000
23	200,900	246,400	313,100	375,100	456,900
24	202,600	249,100	315,800	377,000	458,600
25	204,100	251,700	318,500	378,300	460,300
26	205,800	254,200	320,800	380,100	461,900
27	207,500	256,700	323,200	381,900	463,500
28	209,100	259,000	325,400	383,800	465,000
29	210,600	261,700	327,700	385,800	466,500
30	212,300	264,100	329,700	387,700	467,800
31	214,000	266,300	331,900	389,600	469,100
32	215,700	268,500	334,100	391,600	470,400
33	217,400	270,600	336,000	393,300	471,600
34	219,200	272,800	338,100	395,000	472,300
35	221,000	275,000	340,200	396,600	473,000
36	222,800	277,000	342,300	398,400	473,700
37	224,400	279,300	344,400	399,600	474,300
38	226,200	281,300	346,500	401,100	475,000
39	228,000	283,200	348,700	402,500	475,700
40	229,800	285,300	350,800	403,900	476,400
41	231,500	287,100	352,900	405,600	477,000
42	233,200	289,500	355,000	407,000	477,700
43	234,800	291,800	356,900	408,300	478,400
44	236,400	294,300	359,000	409,800	479,100
45	237,900	296,400	360,800	411,400	479,700
46	239,300	298,900	362,800	412,700	480,400
47	240,600	301,200	364,800	414,200	481,100
48	241,800	303,900	366,800	415,800	481,800
49	243,300	306,300	368,400	417,500	482,400
50	244,800	308,700	370,200	419,000	
51	246,000	311,200	372,100	420,600	
52	247,500	313,500	374,100	422,100	
53	248,700	315,800	376,000	423,800	
54	249,900	318,100	377,800	425,300	
55	251,400	320,200	379,600	426,900	
56	252,500	322,400	381,300	428,500	

57	253, 800	324, 500	382, 800	430, 000
58	254, 900	326, 600	384, 400	431, 500
59	256, 000	328, 700	386, 200	432, 700
60	257, 200	330, 700	387, 900	433, 900
61	258, 500	332, 800	389, 100	435, 100
62	259, 800	334, 900	390, 500	436, 400
63	261, 200	337, 100	391, 900	437, 700
64	262, 300	339, 300	393, 200	438, 900
65	263, 600	341, 100	394, 600	440, 100
66	265, 100	343, 300	395, 800	441, 300
67	266, 600	345, 300	397, 200	442, 500
68	268, 300	347, 500	398, 600	443, 700
69	269, 800	349, 300	399, 900	444, 900
70	271, 200	351, 300	401, 200	446, 100
71	272, 600	353, 400	402, 600	447, 300
72	274, 000	355, 400	403, 900	448, 500
73	275, 100	357, 000	405, 200	449, 600
74	276, 500	358, 900	406, 600	450, 200
75	277, 900	360, 700	408, 000	450, 700
76	279, 100	362, 600	409, 300	451, 200
77	280, 400	364, 500	410, 500	451, 800
78	281, 600	366, 200	411, 700	452, 400
79	282, 800	367, 900	413, 000	452, 900
80	284, 000	369, 500	414, 400	453, 400
81	285, 200	371, 000	415, 700	453, 900
82	286, 400	372, 500	416, 900	454, 500
83	287, 600	374, 000	418, 000	455, 000
84	288, 800	375, 400	419, 200	455, 500
85	289, 900	376, 500	420, 400	456, 000
86	291, 000	377, 900	421, 600	456, 600
87	292, 000	379, 300	422, 800	457, 100
88	293, 200	380, 600	423, 800	457, 600
89	294, 300	381, 900	424, 900	458, 100
90	295, 400	383, 200	425, 900	
91	296, 600	384, 400	426, 900	
92	297, 800	385, 800	427, 900	
93	298, 400	387, 100	428, 800	
94	299, 400	388, 200	429, 600	
95	300, 500	389, 500	430, 400	
96	301, 700	390, 700	431, 200	
97	302, 700	392, 100	432, 000	
98	303, 800	393, 100	432, 400	
99	304, 800	394, 200	432, 800	
100	305, 900	395, 200	433, 200	
101	306, 800	396, 100	433, 600	

102	307, 900	397, 100	433, 900
103	309, 000	398, 200	434, 200
104	310, 000	399, 300	434, 500
105	310, 600	400, 000	434, 800
106	311, 500	400, 900	435, 100
107	312, 300	401, 800	435, 400
108	313, 100	402, 700	435, 600
109	314, 000	403, 500	435, 800
110	314, 400	404, 400	
111	314, 800	405, 200	
112	315, 300	406, 000	
113	315, 900	406, 600	
114	316, 300	407, 300	
115	316, 800	408, 000	
116	317, 300	408, 700	
117	318, 000	409, 300	
118	318, 500	409, 800	
119	318, 900	410, 200	
120	319, 400	410, 600	
121	319, 900	411, 000	
122	320, 300	411, 300	
123	320, 800	411, 600	
124	321, 300	411, 800	
125	321, 900	412, 000	
126	322, 200	412, 300	
127	322, 500	412, 600	
128	322, 800	412, 800	
129	323, 000	413, 000	
130	323, 300	413, 300	
131	323, 600	413, 600	
132	323, 900	413, 800	
133	324, 100	414, 000	
134	324, 300	414, 300	
135	324, 500	414, 600	
136	324, 800	414, 800	
137	325, 100	415, 000	
138	325, 300		
139	325, 600		
140	325, 900		
141	326, 100		
142	326, 300		
143	326, 600		
144	326, 800		
145	327, 100		
146	327, 300		

	147	327,600				
	148	327,900				
	149	328,100				
	150	328,300				
	151	328,600				
	152	328,900				
	153	329,100				
再任用職員		234,300	274,700	303,500	331,700	416,000

備考

- この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、同表に定める給料月額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円
以外の職員	1	156,800	172,700	261,900	291,000	407,500
	2	158,300	174,800	264,400	293,600	409,000
	3	159,800	176,900	266,700	296,500	410,500
	4	161,300	179,100	269,000	299,000	412,000
	5	163,000	181,100	271,600	301,500	413,400
	6	164,900	183,300	274,000	303,900	414,800
	7	166,700	185,600	276,200	306,200	416,300
	8	168,500	187,800	278,400	308,600	418,000
	9	170,300	190,100	280,700	311,000	419,400
	10	172,400	192,900	283,000	313,600	420,800
	11	174,400	195,600	285,500	316,300	422,200
	12	176,400	198,300	287,700	319,300	423,500
	13	178,400	201,200	290,100	321,800	424,800
	14	180,600	202,900	292,200	323,800	426,200
	15	182,800	204,600	294,100	325,800	427,600
	16	185,100	206,300	296,100	328,100	429,000
	17	187,400	208,100	298,200	330,200	430,200
	18	190,000	209,800	300,700	332,400	431,500
	19	192,500	211,500	303,200	334,700	432,700
	20	195,000	213,100	305,900	336,800	434,000
	21	197,500	214,900	308,200	339,100	435,100
	22	199,200	216,800	310,800	341,300	436,300
	23	200,900	218,800	313,100	343,600	437,600
	24	202,600	220,700	315,800	345,900	438,900
	25	204,100	222,400	318,500	347,700	440,200
	26	205,700	224,400	320,800	349,500	441,400
	27	207,300	226,400	323,200	351,500	442,400

28	208,800	228,400	325,400	353,400	443,500
29	210,500	230,300	327,700	355,200	444,700
30	212,200	233,000	329,700	357,000	445,500
31	213,900	235,700	331,900	358,700	446,300
32	215,600	238,400	334,100	360,600	447,200
33	217,100	241,000	336,000	362,100	448,100
34	218,900	243,800	338,100	363,800	448,600
35	220,600	246,400	340,200	365,300	449,100
36	222,300	249,100	342,200	367,100	449,600
37	223,800	251,700	344,200	369,000	450,100
38	225,500	254,200	346,100	370,500	450,600
39	227,200	256,700	348,100	371,900	451,100
40	228,900	259,000	350,000	373,500	451,700
41	230,500	261,700	351,800	374,600	452,200
42	232,200	264,100	353,600	376,000	452,700
43	233,800	266,300	355,200	377,400	453,200
44	235,400	268,500	356,900	378,900	453,700
45	237,100	270,600	358,700	380,400	454,200
46	238,600	272,800	360,400	382,000	454,700
47	239,900	275,000	361,800	383,600	455,200
48	241,300	277,000	363,400	385,200	455,800
49	242,700	279,300	364,600	386,600	456,200
50	244,100	281,300	366,100	388,100	
51	245,600	283,200	367,700	389,600	
52	246,800	285,300	369,300	391,000	
53	247,900	287,100	370,800	392,200	
54	249,300	289,500	372,300	393,500	
55	250,500	291,800	373,800	394,600	
56	251,800	294,300	375,300	395,700	
57	253,000	296,400	376,800	397,100	
58	254,200	298,900	378,200	398,300	
59	255,300	301,200	379,600	399,500	
60	256,500	303,900	380,900	400,800	
61	257,900	306,300	381,800	402,000	
62	259,100	308,700	383,000	403,000	
63	260,300	311,200	384,200	404,400	
64	261,200	313,500	385,400	405,700	
65	262,200	315,800	386,300	406,900	
66	263,600	318,100	387,500	408,000	
67	265,000	320,200	388,500	409,200	
68	266,500	322,400	389,600	410,300	
69	268,100	324,500	390,800	411,300	
70	269,600	326,600	391,800	412,500	
71	271,100	328,800	392,900	413,700	
72	272,500	330,800	394,100	414,900	

73	273,500	332,900	395,100	415,500
74	274,700	335,000	396,200	416,300
75	276,000	337,200	397,300	417,000
76	277,200	339,400	398,400	417,500
77	278,500	341,100	399,300	417,800
78	279,600	343,000	400,200	418,300
79	280,800	344,700	401,200	418,700
80	282,000	346,500	402,200	419,100
81	283,200	348,300	403,000	419,400
82	284,100	350,100	403,800	419,800
83	285,400	351,700	404,500	420,200
84	286,600	353,500	405,300	420,500
85	287,600	354,700	406,000	420,800
86	288,500	356,300	406,800	421,200
87	289,200	357,800	407,500	421,600
88	290,200	359,300	408,200	421,900
89	291,200	360,700	408,800	422,200
90	292,100	362,000	409,500	422,500
91	293,000	363,400	410,000	422,800
92	293,900	364,800	410,700	423,000
93	294,200	366,300	411,100	423,200
94	294,900	367,600	411,500	423,500
95	295,600	368,900	411,800	423,800
96	296,400	370,100	412,100	424,000
97	297,200	371,100	412,400	424,200
98	298,000	372,100	412,700	424,500
99	298,800	373,100	413,000	424,800
100	299,500	374,100	413,200	425,000
101	300,400	375,000	413,400	425,200
102	300,900	376,000	413,700	425,500
103	301,400	377,000	414,000	425,800
104	301,900	378,000	414,200	426,000
105	302,100	378,800	414,400	426,200
106	302,500	379,700	414,700	
107	302,800	380,600	415,000	
108	303,000	381,600	415,200	
109	303,200	382,400	415,400	
110	303,400	383,400		
111	303,700	384,400		
112	304,000	385,500		
113	304,200	386,100		
114	304,400	387,000		
115	304,600	387,900		
116	304,900	388,800		
117	305,200	389,600		

118	305,500	390,300			
119	305,800	391,100			
120	306,100	391,900			
121	306,200	392,500			
122	306,400	393,300			
123	306,700	394,000			
124	307,000	394,700			
125	307,200	395,300			
126		396,000			
127		396,500			
128		397,100			
129		397,800			
130		398,400			
131		398,900			
132		399,400			
133		399,700			
134		400,000			
135		400,300			
136		400,600			
137		400,900			
138		401,200			
139		401,500			
140		401,800			
141		402,100			
142		402,400			
143		402,700			
144		403,000			
145		403,200			
146		403,500			
147		403,800			
148		404,000			
149		404,200			
再任用職員	225,500	271,500	298,600	325,000	406,000

備考

- この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、同表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 研究職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円
以外の職員	1	143,200	193,100	279,900	331,500	389,400
	2	144,300	195,700	282,300	333,700	392,300

3	145,500	198,100	284,800	335,900	395,000
4	146,600	200,500	287,200	337,900	397,800
5	147,700	203,000	289,500	339,800	399,900
6	149,000	205,300	291,700	341,900	402,600
7	150,300	207,600	293,700	344,000	405,300
8	151,700	209,800	295,700	346,000	408,000
9	152,800	211,900	297,800	347,800	410,600
10	154,500	214,200	300,400	349,800	413,200
11	156,100	216,700	303,000	352,000	415,900
12	157,700	219,100	305,800	353,900	418,800
13	159,200	221,300	308,000	355,900	421,400
14	161,100	223,700	310,600	357,800	424,100
15	163,000	226,100	313,100	359,600	426,900
16	165,000	228,500	315,900	361,500	429,600
17	166,800	230,800	318,600	363,400	432,100
18	169,000	233,600	320,800	365,300	434,700
19	171,200	236,500	323,000	367,000	437,200
20	173,300	239,400	325,100	369,000	439,800
21	175,500	241,900	327,400	370,500	442,300
22	177,900	244,600	329,400	372,500	444,900
23	180,200	247,100	331,400	374,300	447,500
24	182,500	249,800	333,400	376,200	450,000
25	184,700	252,600	335,400	377,600	452,300
26	186,900	255,000	337,300	379,300	454,600
27	189,000	257,300	339,100	381,200	457,100
28	191,100	259,500	340,900	383,100	459,600
29	193,200	262,200	342,800	385,000	462,100
30	194,900	264,400	344,500	386,900	464,600
31	196,700	266,300	346,000	388,800	467,100
32	198,400	268,400	347,700	390,700	469,600
33	200,200	270,200	349,100	392,300	471,900
34	202,100	272,200	350,500	394,100	474,300
35	204,000	274,300	351,900	395,700	476,700
36	205,900	276,200	353,400	397,500	479,200
37	207,600	278,100	354,600	398,700	481,600
38	209,500	279,600	356,000	400,200	484,100
39	211,400	280,800	357,300	401,600	486,600
40	213,300	282,300	358,700	403,000	489,100
41	215,200	283,700	359,400	404,400	491,400
42	217,100	284,800	360,500	405,700	493,600
43	219,100	285,800	361,700	407,200	495,800
44	221,000	286,800	362,800	408,800	498,000
45	222,700	287,500	364,000	410,200	499,700
46	224,600	288,700	366,500	411,400	501,200
47	226,400	289,900	368,700	413,000	502,800

48	228, 200	291, 100	371, 300	414, 600	504, 300
49	229, 900	292, 500	373, 300	415, 900	506, 000
50	231, 700	294, 900	374, 300	417, 300	507, 400
51	233, 400	297, 200	375, 200	418, 900	508, 800
52	235, 100	299, 700	376, 200	420, 300	510, 300
53	236, 600	301, 800	377, 000	421, 700	511, 400
54	238, 400	304, 100	378, 500	423, 100	512, 600
55	240, 100	306, 100	379, 800	424, 500	513, 800
56	241, 700	308, 300	381, 400	425, 900	515, 000
57	243, 000	310, 300	382, 300	427, 000	515, 900
58	244, 200	312, 300	382, 900	428, 300	516, 900
59	245, 200	314, 300	383, 700	429, 700	517, 900
60	246, 300	316, 400	384, 600	431, 000	519, 000
61	247, 400	318, 200	385, 400	431, 800	520, 100
62	248, 500	320, 300	386, 000	432, 700	521, 000
63	249, 400	322, 500	386, 700	433, 700	521, 700
64	250, 500	324, 400	387, 400	434, 600	522, 400
65	251, 800	326, 400	388, 100	435, 500	523, 200
66	252, 900	328, 700	388, 800	436, 300	
67	254, 000	330, 200	389, 400	436, 900	
68	254, 900	330, 700	390, 000	437, 700	
69	255, 800	331, 000	390, 700	438, 100	
70	257, 200	331, 500	391, 400	438, 700	
71	258, 700	332, 000	392, 000	439, 200	
72	260, 100	332, 500	392, 600	439, 700	
73	261, 500	332, 800	393, 200	440, 200	
74	262, 900	333, 200	393, 800	440, 800	
75	264, 300	333, 700	394, 400	441, 300	
76	265, 400	334, 200	395, 000	441, 800	
77	266, 500	334, 700	395, 600	442, 300	
78	267, 700	335, 200	396, 100	442, 900	
79	269, 000	335, 700	396, 600	443, 400	
80	270, 100	336, 200	397, 100	443, 900	
81	271, 400	336, 700	397, 800	444, 400	
82	272, 700	337, 200	398, 200		
83	274, 000	337, 700	398, 700		
84	275, 200	338, 200	399, 300		
85	276, 300	338, 700	400, 000		
86	277, 400	339, 100	400, 300		
87	278, 700	339, 600	400, 800		
88	279, 900	340, 000	401, 400		
89	280, 800	340, 500	402, 100		
90	282, 000	340, 900	402, 400		
91	283, 000	341, 400	402, 900		
92	284, 300	341, 800	403, 500		

93	285, 200	342, 300	404, 200
94	286, 200	342, 700	404, 500
95	287, 200	343, 200	404, 700
96	288, 200	343, 600	405, 000
97	288, 600	344, 100	405, 400
98	289, 500	344, 500	405, 700
99	290, 200	344, 900	405, 800
100	291, 100	345, 300	406, 000
101	292, 000	345, 700	406, 300
102	292, 700	345, 900	
103	293, 400	346, 100	
104	294, 100	346, 300	
105	294, 800	346, 500	
106	295, 300	346, 700	
107	295, 800	346, 900	
108	296, 300	347, 100	
109	296, 500	347, 300	
110	296, 900	347, 500	
111	297, 200	347, 700	
112	297, 500	347, 900	
113	297, 800	348, 100	
114	298, 100	348, 300	
115	298, 400	348, 500	
116	298, 700	348, 700	
117	299, 000	348, 900	
118	299, 400	349, 100	
119	299, 700	349, 300	
120	300, 100	349, 500	
121	300, 400	349, 700	
122	300, 600		
123	300, 800		
124	301, 000		
125	301, 100		
126	301, 300		
127	301, 500		
128	301, 700		
129	301, 800		
130	302, 000		
131	302, 200		
132	302, 400		
133	302, 500		
134	302, 700		
135	302, 900		
136	303, 100		
137	303, 200		

138	303,400				
139	303,600				
140	303,800				
141	303,900				
142	304,100				
143	304,300				
144	304,500				
145	304,600				
146	304,800				
147	305,000				
148	305,200				
149	305,300				
150	305,500				
151	305,700				
152	305,900				
再任用職員	217,800	259,100	283,900	326,500	385,200

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円
以外の職員	1	247,100	332,800	397,900	472,500
	2	249,600	335,800	400,800	474,800
	3	252,200	338,700	403,700	477,000
	4	254,700	341,700	406,500	479,300
	5	257,000	344,400	409,200	481,600
	6	260,800	347,700	411,900	483,800
	7	264,600	350,800	414,700	486,100
	8	268,400	354,000	417,400	488,300
	9	272,000	356,800	419,900	490,300
	10	276,000	359,700	422,600	492,400
	11	280,000	362,800	425,200	494,500
	12	284,000	366,000	427,900	496,600
	13	287,900	369,000	430,300	498,700
	14	291,900	372,600	432,800	500,800
	15	295,800	375,800	435,200	502,900
	16	299,700	379,500	437,700	505,000
	17	303,500	383,100	439,800	507,100
	18	307,100	385,900	442,200	509,100
	19	310,600	388,700	444,500	511,100
	20	314,200	391,400	446,900	513,100
	21	317,900	394,300	448,500	514,900
	22	321,600	396,900	450,900	516,700

23	325, 100	399, 500	453, 400	518, 700
24	328, 600	401, 900	455, 700	520, 600
25	332, 100	404, 100	457, 700	522, 300
26	334, 900	406, 400	460, 000	524, 100
27	337, 500	408, 600	462, 200	525, 900
28	340, 100	410, 900	464, 500	527, 700
29	342, 900	413, 200	466, 700	529, 400
30	345, 000	415, 300	469, 000	531, 200
31	347, 200	417, 300	471, 300	533, 000
32	349, 600	419, 500	473, 500	534, 800
33	352, 000	421, 500	475, 500	536, 400
34	354, 400	423, 400	477, 600	538, 200
35	356, 600	425, 200	479, 700	539, 900
36	359, 100	427, 200	481, 800	541, 700
37	361, 500	429, 100	483, 900	543, 300
38	363, 900	431, 100	485, 800	544, 900
39	366, 300	433, 100	487, 600	546, 300
40	368, 500	435, 100	489, 400	547, 900
41	370, 800	436, 900	491, 100	549, 400
42	372, 200	438, 700	492, 900	550, 800
43	373, 700	440, 400	494, 700	552, 300
44	375, 100	442, 200	496, 500	553, 600
45	376, 400	444, 100	498, 100	554, 800
46	377, 800	445, 900	499, 800	555, 800
47	379, 300	447, 700	501, 600	556, 800
48	380, 800	449, 400	503, 400	557, 800
49	382, 000	451, 200	505, 000	558, 800
50	383, 000	453, 000	506, 300	559, 700
51	384, 000	454, 800	507, 600	560, 600
52	385, 000	456, 600	508, 900	561, 500
53	385, 900	458, 500	510, 000	562, 300
54	386, 800	459, 700	511, 300	
55	387, 500	460, 900	512, 600	
56	388, 400	462, 100	513, 900	
57	389, 200	463, 300	514, 900	
58	390, 100	464, 300	515, 700	
59	390, 900	465, 300	516, 500	
60	391, 700	466, 300	517, 300	
61	392, 300	467, 100	518, 300	
62	392, 800	467, 800	519, 100	
63	393, 200	468, 500	520, 000	
64	393, 700	469, 200	520, 800	
65	394, 000	469, 900	521, 700	
66		470, 600	522, 600	
67		471, 300	523, 300	

68		472,000	524,200	
69		472,300	525,100	
70		473,000	525,900	
71		473,700	526,800	
72		474,400	527,700	
73		474,800	528,500	
74		475,400	529,400	
75		476,100	530,300	
76		476,800	531,000	
77		477,200	531,800	
78		477,800	532,700	
79		478,400	533,600	
80		478,900	534,500	
81		479,500	535,300	
82		480,000		
83		480,500		
84		481,000		
85		481,400		
再任用職員	296,700	339,200	393,800	467,000

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円	円	円
以外の職員	1	147,900	186,000	221,600	247,700	279,800	327,300	371,800
	2	149,300	187,600	223,200	249,000	281,800	329,300	374,500
	3	150,800	189,200	224,800	250,200	284,000	331,500	377,100
	4	152,200	190,800	226,400	251,700	286,200	333,700	379,800
	5	153,400	192,300	227,800	252,900	288,400	335,600	382,200
	6	155,200	193,900	229,400	254,100	290,500	337,800	385,000
	7	156,900	195,500	230,900	255,300	292,600	339,800	387,600
	8	158,600	197,000	232,500	256,400	294,700	342,000	390,300
	9	160,300	198,600	233,700	257,700	296,700	343,800	392,400
	10	162,000	200,300	235,200	258,700	298,900	345,900	394,700
	11	163,700	201,900	236,600	259,700	301,000	348,100	396,900
	12	165,500	203,600	237,800	260,700	303,200	350,200	399,100
	13	167,000	205,200	239,500	262,000	305,300	351,800	401,200
	14	168,900	206,800	240,900	263,500	307,200	353,800	403,200
	15	170,900	208,400	242,100	265,100	309,300	355,700	405,200
	16	172,800	210,000	243,500	266,500	311,300	357,700	407,300
	17	174,700	211,500	244,500	268,000	313,400	359,600	409,100
	18	176,600	213,100	245,700	269,800	315,400	361,600	411,100
	19	178,400	214,800	246,900	271,600	317,500	363,600	413,000
	20	180,300	216,500	248,100	273,400	319,700	365,600	415,100

21	182,200	217,900	249,500	275,200	321,500	367,400	416,900
22	183,700	219,400	250,500	277,000	323,500	369,400	418,600
23	185,300	220,800	251,600	278,800	325,300	371,500	420,200
24	186,800	222,300	252,700	280,500	327,300	373,600	421,700
25	188,400	223,700	253,900	282,300	329,100	375,000	423,200
26	189,900	225,100	255,300	284,300	331,000	376,800	424,500
27	191,400	226,400	256,700	286,200	333,000	378,600	425,800
28	192,800	227,700	258,200	288,000	335,000	380,300	427,100
29	194,300	229,100	259,600	289,900	336,400	382,100	428,400
30	195,600	230,500	261,300	291,700	338,200	383,600	429,600
31	196,900	232,000	263,000	293,500	339,900	385,300	430,800
32	198,200	233,400	264,600	295,400	341,700	387,000	431,900
33	199,600	234,600	266,100	297,100	343,400	388,300	433,100
34	201,000	235,900	267,900	298,800	345,200	389,600	434,300
35	202,400	236,900	269,600	300,600	347,100	390,900	435,500
36	203,800	238,200	271,300	302,400	348,900	392,100	436,700
37	204,900	239,600	272,800	303,800	350,700	393,200	438,000
38	206,200	240,900	274,500	305,500	352,500	394,400	438,800
39	207,500	242,000	276,200	307,000	354,100	395,500	439,200
40	208,800	243,300	277,800	308,600	355,800	396,600	439,900
41	210,000	244,600	279,400	310,300	357,000	397,400	440,400
42	211,200	245,800	281,000	312,000	358,100	398,200	440,800
43	212,400	247,000	282,700	313,600	359,300	399,000	441,200
44	213,600	248,100	284,500	315,300	360,500	399,800	441,600
45	214,800	249,200	286,000	316,300	361,700	400,200	442,000
46	215,900	250,600	287,700	317,800	362,500	400,800	
47	216,900	252,200	289,400	319,300	363,700	401,300	
48	218,100	253,600	291,000	320,900	364,800	401,700	
49	219,100	255,200	292,300	322,300	365,800	402,100	
50	220,100	256,600	293,900	323,600	366,800	402,400	
51	221,000	258,000	295,200	324,800	367,800	402,700	
52	222,000	259,300	296,800	326,100	368,800	403,000	
53	222,500	260,400	298,100	327,200	369,600	403,300	
54	223,400	261,800	299,600	328,200	370,400	403,600	
55	224,100	263,200	301,000	329,300	371,300	403,900	
56	225,100	264,500	302,500	330,300	372,200	404,200	
57	225,800	265,400	303,600	330,800	372,700	404,500	
58	226,700	266,700	304,800	331,700	373,500	404,800	
59	227,400	268,000	306,000	332,500	374,300	405,100	
60	228,200	269,300	307,400	333,400	375,100	405,500	
61	229,100	270,200	308,700	334,200	375,500	405,700	
62	229,900	271,400	309,900	334,500	376,200	406,000	
63	230,800	272,700	311,200	335,100	376,900	406,300	
64	231,900	274,000	312,400	335,800	377,600	406,600	
65	232,500	274,900	313,800	336,400	378,000	406,800	

66	233,300	276,000	314,600	337,100	378,600
67	234,100	276,900	315,400	337,800	379,300
68	234,900	278,000	316,200	338,500	379,900
69	235,600	279,000	316,800	339,200	380,300
70	236,300	280,000	317,500	339,700	380,800
71	237,000	281,100	318,300	340,300	381,300
72	237,600	282,200	318,900	340,900	381,800
73	238,300	282,900	319,600	341,200	382,400
74	239,100	283,600	319,800	341,800	382,900
75	239,900	284,100	320,400	342,300	383,500
76	240,600	285,000	321,000	342,900	384,100
77	241,100	285,800	321,600	343,400	384,700
78	241,700	286,400	322,100	343,900	385,200
79	242,300	287,000	322,600	344,400	385,700
80	242,900	287,600	323,100	344,800	386,200
81	243,200	288,300	323,700	345,100	386,500
82	243,600	288,800	324,200	345,400	387,000
83	244,000	289,200	324,600	345,800	387,400
84	244,400	289,600	325,100	346,100	387,800
85	244,700	289,800	325,600	346,600	388,200
86		290,000	326,000	346,900	
87		290,200	326,200	347,200	
88		290,400	326,600	347,500	
89		290,800	327,000	347,900	
90		291,000	327,400	348,200	
91		291,200	327,800	348,600	
92		291,400	328,200	348,900	
93		291,800	328,500	349,300	
94		292,000	328,700	349,600	
95		292,200	329,100	349,900	
96		292,500	329,400	350,200	
97		292,900	329,600	350,500	
98		293,200	329,900	350,900	
99		293,400	330,200	351,400	
100		293,700	330,500	351,800	
101		294,000	330,700	352,300	
102		294,200	331,000	352,700	
103		294,400	331,400	353,100	
104		294,700	331,600	353,500	
105		295,000	331,700	354,000	
106			332,000	354,400	
107			332,400	354,800	
108			332,600	355,200	
109			332,800	355,700	
110			333,200		

111				333,600				
112				334,000				
113				334,200				
114				334,600				
115				335,000				
116				335,400				
117				335,600				
118				336,000				
119				336,400				
120				336,800				
121				337,000				
122				337,400				
123				337,800				
124				338,200				
125				338,400				
再任用職員		188,900	215,500	243,800	257,300	282,500	323,400	365,700

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円	円	円
以外の職員	1	161,800	189,400	237,900	260,800	285,900	330,500	374,800
	2	163,200	191,500	239,700	261,800	287,700	332,600	377,400
	3	164,700	193,600	241,500	262,700	289,500	334,600	380,100
	4	166,100	195,600	243,300	263,800	291,400	336,800	382,700
	5	167,600	197,700	244,700	264,500	293,200	338,800	385,000
	6	169,100	200,000	246,000	265,500	295,000	340,900	387,400
	7	170,600	202,300	247,200	266,300	296,900	343,100	389,700
	8	172,100	204,600	248,500	267,300	298,700	345,200	392,000
	9	173,400	207,000	249,500	268,400	300,600	346,700	394,000
	10	175,100	208,400	250,600	269,200	302,500	348,700	396,100
	11	176,700	209,800	251,600	270,300	304,300	350,600	398,300
	12	178,200	211,100	252,500	271,500	306,200	352,700	400,600
	13	179,700	212,500	253,800	272,800	307,800	354,700	402,500
	14	181,700	214,000	254,900	274,100	309,400	356,800	404,500
	15	183,700	215,500	255,700	275,300	311,200	358,900	406,700
	16	185,800	216,700	256,700	276,700	313,000	360,900	408,900
	17	188,000	218,200	257,400	278,000	314,800	362,900	410,900
	18	190,100	219,700	258,300	279,400	316,400	364,900	413,100
	19	192,200	221,200	259,300	280,600	318,200	367,000	415,300
	20	194,300	222,700	260,200	282,000	319,900	369,100	417,400
	21	196,400	224,100	261,100	283,600	321,300	370,800	419,400
	22	198,600	225,800	262,100	285,300	322,800	372,900	421,300
	23	200,800	227,500	263,000	286,800	324,300	375,000	423,100

24	203,000	229,200	264,000	288,200	325,800	377,000	425,000
25	205,000	230,600	265,200	289,500	327,300	379,000	426,700
26	206,300	232,300	266,500	291,300	328,700	380,600	428,300
27	207,600	234,000	267,700	293,100	330,200	382,500	430,000
28	208,900	235,700	268,900	294,800	331,800	384,400	431,600
29	210,100	237,300	270,100	296,300	333,000	386,300	432,900
30	211,300	238,700	271,600	297,900	334,500	388,000	434,200
31	212,600	240,000	273,200	299,500	335,900	389,900	435,800
32	213,800	241,100	274,600	301,200	337,400	391,700	437,300
33	215,100	242,300	276,200	302,600	339,000	393,400	439,000
34	216,400	243,400	277,700	304,100	340,500	395,100	440,600
35	217,800	244,300	279,000	305,700	342,100	396,900	442,000
36	219,100	245,400	280,300	307,300	343,600	398,600	443,400
37	220,500	246,500	281,900	308,700	345,300	400,200	444,500
38	221,900	247,600	283,300	310,100	346,900	401,900	445,800
39	223,200	248,500	284,900	311,500	348,400	403,700	447,100
40	224,600	249,600	286,300	313,100	350,000	405,500	448,500
41	225,600	250,200	287,800	314,600	351,300	407,000	449,500
42	227,000	251,200	289,300	316,000	352,800	408,500	450,200
43	228,400	252,100	290,800	317,400	354,300	410,000	451,000
44	229,800	253,000	292,400	319,000	355,700	411,300	451,700
45	231,000	253,800	293,700	319,900	357,300	412,400	452,600
46	232,400	254,800	295,100	321,300	358,300	413,500	453,300
47	233,700	255,700	296,600	322,700	359,800	414,600	454,100
48	235,000	256,700	298,100	324,200	361,100	415,800	454,900
49	236,000	257,700	299,300	325,300	362,500	417,100	455,600
50	237,100	258,900	300,600	326,700	363,900	418,300	456,300
51	238,100	260,100	301,800	328,000	365,200	419,500	457,000
52	239,200	261,300	303,200	329,300	366,600	420,600	457,800
53	240,300	262,400	304,600	330,700	368,100	421,800	458,600
54	241,400	263,900	305,900	332,100	369,300	422,800	
55	242,400	265,300	307,300	333,500	370,400	423,900	
56	243,400	266,700	308,700	334,800	371,600	425,000	
57	244,200	268,300	309,600	335,700	372,700	426,100	
58	245,200	269,900	310,800	337,000	373,600	426,600	
59	245,900	271,400	312,000	338,200	374,600	427,200	
60	246,900	272,900	313,400	339,500	375,600	427,600	
61	247,800	274,300	314,500	340,600	376,200	428,200	
62	248,800	275,800	315,800	341,500	377,000	428,700	
63	249,600	277,300	317,100	342,700	377,800	429,100	
64	250,600	278,600	318,400	344,000	378,600	429,600	
65	251,600	280,100	319,700	345,100	379,300	430,200	
66	252,600	281,600	321,000	346,300	380,000	430,600	
67	253,700	283,100	322,300	347,500	380,800	430,900	
68	254,600	284,700	323,600	348,600	381,500	431,200	

69	255,400	285,800	324,300	349,600	382,100	431,600
70	256,500	287,300	325,400	350,600	382,700	
71	257,600	288,800	326,500	351,800	383,400	
72	258,800	290,200	327,400	352,900	384,000	
73	260,200	291,300	328,700	353,700	384,800	
74	261,500	292,700	329,400	354,800	385,300	
75	262,800	293,900	330,500	355,900	385,900	
76	264,000	295,200	331,700	357,000	386,400	
77	265,000	296,600	332,800	357,700	386,800	
78	266,100	297,900	334,000	358,500	387,400	
79	267,400	299,100	335,100	359,300	387,900	
80	268,600	300,400	336,300	360,000	388,200	
81	269,600	301,000	337,400	360,600	388,500	
82	270,600	302,200	338,500	361,100	389,000	
83	271,700	303,300	339,500	361,700	389,400	
84	272,800	304,500	340,600	362,200	389,700	
85	273,600	305,600	341,500	362,800	390,000	
86	274,500	306,800	342,500	363,300	390,500	
87	275,600	308,000	343,400	363,900	391,000	
88	276,700	309,100	344,400	364,400	391,400	
89	277,600	310,400	345,400	364,800	391,700	
90	278,500	311,600	346,200	365,200	392,100	
91	279,300	312,800	347,000	365,800	392,600	
92	280,300	314,000	347,800	366,300	393,000	
93	281,200	314,800	348,400	366,600	393,400	
94	282,200	315,500	349,000	367,100		
95	283,100	316,200	349,700	367,500		
96	284,100	316,800	350,300	367,800		
97	284,900	317,500	350,700	368,400		
98	285,700	317,900	351,200	368,900		
99	286,300	318,500	351,700	369,400		
100	287,200	319,200	352,100	369,900		
101	288,000	319,600	352,600	370,500		
102	288,800	320,200	353,000	371,000		
103	289,600	320,800	353,500	371,500		
104	290,400	321,400	353,900	371,900		
105	291,100	321,800	354,200	372,500		
106	291,600	322,300	354,700	373,000		
107	292,100	322,800	355,100	373,500		
108	292,600	323,300	355,400	374,000		
109	292,800	323,700	355,900	374,600		
110	293,100	324,100	356,400	375,000		
111	293,300	324,400	356,900	375,500		
112	293,700	324,700	357,400	376,000		
113	294,000	325,100	357,900	376,600		

114	294,200	325,500	358,400				
115	294,600	325,900	358,900				
116	294,900	326,200	359,300				
117	295,200	326,400	359,700				
118	295,500	326,700	360,100				
119	295,800	327,100	360,600				
120	296,200	327,300	361,100				
121	296,500	327,500	361,500				
122	296,900	327,800	362,000				
123	297,200	328,100	362,500				
124	297,600	328,400	363,000				
125	297,800	328,600	363,300				
126	298,000	328,900	363,800				
127	298,300	329,300	364,300				
128	298,700	329,500	364,800				
129	298,900	329,600	365,100				
130	299,200	329,900					
131	299,600	330,300					
132	300,000	330,500					
133	300,200	330,800					
134	300,500	331,200					
135	300,900	331,600					
136	301,200	332,000					
137	301,400	332,300					
138	301,700	332,700					
139	302,100	333,100					
140	302,400	333,500					
141	302,600	333,800					
142	303,000	334,200					
143	303,400	334,500					
144	303,700	334,900					
145	303,800	335,200					
146	304,100	335,600					
147	304,400	336,000					
148	304,800	336,400					
149	305,000	336,700					
150	305,200	337,100					
151	305,500	337,500					
152	305,800	337,900					
153	306,200	338,200					
154	306,400	338,600					
155	306,600	339,000					
156	306,900	339,400					
157	307,200	339,700					
再任用職員	235,400	255,800	263,000	273,200	289,600	326,800	371,300

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第6 海事職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	150,800	225,000	269,800	318,900	356,000
	2	152,100	226,700	271,600	320,900	358,300
	3	153,400	228,200	273,400	323,000	360,500
	4	154,700	229,600	275,200	325,100	363,000
	5	155,800	230,900	276,500	327,300	365,100
	6	157,300	232,600	278,400	329,200	368,200
	7	158,900	234,300	280,200	330,800	371,400
	8	160,400	235,800	282,000	332,500	374,300
	9	161,700	237,300	283,400	334,000	377,200
	10	163,200	239,000	286,000	336,300	380,300
	11	164,700	240,800	288,200	338,600	383,400
	12	166,300	242,500	290,400	341,100	386,500
	13	167,700	244,100	293,000	343,200	389,300
	14	169,400	245,900	295,600	345,500	392,000
	15	171,100	247,700	297,800	347,800	394,800
	16	172,800	249,400	300,200	350,200	397,500
	17	174,400	251,200	302,400	352,700	400,300
	18	176,400	253,100	304,600	355,200	402,300
	19	178,300	255,000	306,800	357,600	404,300
	20	180,200	256,600	308,900	360,000	406,400
	21	181,900	258,200	310,900	362,400	407,900
	22	183,700	259,600	312,100	364,800	409,800
	23	185,600	261,100	313,200	367,000	411,600
	24	187,400	262,800	314,400	369,300	413,600
	25	190,700	264,400	315,700	371,500	415,100
	26	192,800	266,300	317,300	373,900	416,700
	27	195,000	268,000	318,900	376,300	418,600
	28	197,200	269,600	320,500	378,600	420,300
	29	199,300	270,800	321,800	380,700	421,300
	30	201,200	272,600	323,400	382,800	422,900
	31	203,100	274,200	325,000	385,100	424,400
	32	205,000	275,800	326,700	387,200	426,000
	33	206,800	277,300	328,300	388,900	427,600
	34	208,400	278,700	329,900	390,600	428,900
	35	210,000	280,200	331,200	392,200	430,200
	36	211,600	281,600	332,700	394,000	431,400
	37	213,200	282,900	334,200	395,600	432,600
	38	214,800	284,300	335,800	397,000	433,600
	39	216,200	285,500	337,400	398,500	434,600

40	217, 800	286, 800	338, 800	400, 000	435, 600
41	219, 000	288, 400	340, 200	400, 600	436, 000
42	220, 400	289, 700	341, 600	401, 900	436, 600
43	221, 800	291, 000	343, 100	403, 100	437, 300
44	223, 100	292, 300	344, 600	404, 500	438, 000
45	224, 100	293, 800	346, 000	405, 900	438, 600
46	225, 500	295, 100	347, 400	407, 300	438, 900
47	226, 900	296, 400	348, 800	408, 700	439, 500
48	228, 300	297, 700	350, 200	410, 000	440, 100
49	229, 600	298, 700	351, 200	411, 300	440, 400
50	230, 900	299, 900	352, 600	412, 200	441, 100
51	232, 300	300, 900	353, 900	413, 100	441, 800
52	233, 700	302, 200	355, 300	414, 000	442, 500
53	235, 000	303, 500	356, 600	414, 200	443, 100
54	236, 500	304, 500	358, 000	414, 600	443, 800
55	237, 900	305, 500	359, 300	415, 100	444, 500
56	239, 200	306, 400	360, 700	415, 600	445, 100
57	240, 300	307, 500	361, 400	416, 000	445, 500
58	241, 200	308, 500	362, 600	416, 200	446, 200
59	241, 900	309, 600	363, 700	416, 800	446, 900
60	243, 000	310, 600	365, 000	417, 300	447, 600
61	243, 700	311, 500	366, 100	417, 600	448, 000
62	245, 000	312, 400	366, 700	418, 300	448, 300
63	246, 100	313, 500	367, 200	418, 900	448, 600
64	247, 300	314, 500	367, 800	419, 500	448, 900
65	248, 100	315, 200	368, 200	420, 100	449, 100
66	249, 400	316, 100	368, 700	420, 700	449, 400
67	250, 600	316, 900	369, 200	421, 200	449, 700
68	252, 200	317, 900	369, 700	421, 800	450, 000
69	253, 200	318, 800	369, 900	422, 400	450, 200
70	254, 600	319, 500	370, 200	422, 900	450, 500
71	255, 900	320, 000	370, 600	423, 500	450, 800
72	257, 100	320, 700	370, 900	424, 100	451, 000
73	258, 200	320, 900	371, 400	424, 600	451, 200
74	259, 600	321, 400	371, 600	425, 200	
75	261, 000	321, 900	372, 100	425, 700	
76	262, 400	322, 200	372, 600	426, 300	
77	263, 400	322, 700	372, 900	426, 800	
78	264, 800	323, 100	373, 400	427, 400	
79	266, 000	323, 700	373, 900	428, 100	
80	267, 200	324, 300	374, 400	428, 700	
81	268, 200	324, 900	374, 900	429, 000	
82	269, 500	325, 300	375, 300	429, 600	
83	270, 700	325, 600	375, 800	430, 300	
84	272, 000	325, 900	376, 300	430, 900	

85	273,000	326,100	376,700	431,300
86	274,200	326,400	377,200	431,800
87	275,200	326,600	377,600	432,500
88	276,500	326,900	378,100	433,200
89	277,800	327,200	378,600	433,400
90	279,000	327,500	379,100	
91	280,200	327,700	379,600	
92	281,100	328,000	380,100	
93	282,000	328,200	380,400	
94	282,900	328,400	380,800	
95	283,800	328,800	381,300	
96	284,800	329,200	381,700	
97	285,600	329,400	382,200	
98	286,300	329,700	382,500	
99	286,900	330,100	383,000	
100	287,500	330,500	383,400	
101	288,000	330,600	384,000	
102	288,600	330,800		
103	289,200	331,000		
104	289,700	331,300		
105	290,300	331,600		
106	290,900	331,900		
107	291,300	332,100		
108	291,800	332,400		
109	292,200	332,700		
110	292,500	333,000		
111	292,900	333,300		
112	293,200	333,600		
113	293,400	333,800		
114	293,700			
115	294,100			
116	294,400			
117	294,600			
118	295,000			
119	295,400			
120	295,800			
121	296,000			
122	296,200			
123	296,400			
124	296,700			
125	297,100			
126	297,400			
127	297,600			
128	297,800			
129	298,100			

再任用職員	229,900	231,900	280,100	321,000	349,800
-------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前																													
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員(同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>396,000円</td></tr> <tr><td>2</td><td>456,000円</td></tr> <tr><td>3</td><td>517,000円</td></tr> <tr><td>4</td><td>597,000円</td></tr> <tr><td>5</td><td>694,000円</td></tr> <tr><td>6</td><td>792,000円</td></tr> </tbody> </table>		号給	給料月額	1	396,000円	2	456,000円	3	517,000円	4	597,000円	5	694,000円	6	792,000円	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員(同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。)には、次の給料表(同表に定める給料月額に1,000分の998を乗じて得た額(その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。以下同じ。)を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>394,000円</td></tr> <tr><td>2</td><td>454,000円</td></tr> <tr><td>3</td><td>515,000円</td></tr> <tr><td>4</td><td>595,000円</td></tr> <tr><td>5</td><td>692,000円</td></tr> <tr><td>6</td><td>790,000円</td></tr> </tbody> </table>		号給	給料月額	1	394,000円	2	454,000円	3	515,000円	4	595,000円	5	692,000円	6	790,000円
号給	給料月額																														
1	396,000円																														
2	456,000円																														
3	517,000円																														
4	597,000円																														
5	694,000円																														
6	792,000円																														
号給	給料月額																														
1	394,000円																														
2	454,000円																														
3	515,000円																														
4	595,000円																														
5	692,000円																														
6	790,000円																														
<p>2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員(同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>330,000円</td></tr> <tr><td>2</td><td>366,000円</td></tr> <tr><td>3</td><td>394,000円</td></tr> </tbody> </table>		号給	給料月額	1	330,000円	2	366,000円	3	394,000円	<p>2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員(同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。)には、次の給料表(同表に定める給料月額に1,000分の998を乗じて得た額(その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。)を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>328,000円</td></tr> <tr><td>2</td><td>364,000円</td></tr> <tr><td>3</td><td>392,000円</td></tr> </tbody> </table>		号給	給料月額	1	328,000円	2	364,000円	3	392,000円												
号給	給料月額																														
1	330,000円																														
2	366,000円																														
3	394,000円																														
号給	給料月額																														
1	328,000円																														
2	364,000円																														
3	392,000円																														
3~7 略		3~7 略																													

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与に関する特例)	(給与に関する特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 給	給料月額
1	374,000円
2	422,000円
3	472,000円
4	534,000円
5	609,000円
6	711,000円
7	831,000円

2～6 略

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表（同表に定める給料月額に1,000分の998を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。以下同じ。）を適用する。

号 給	給料月額
1	372,000円
2	420,000円
3	471,000円
4	532,000円
5	607,000円
6	709,000円
7	829,000円

2～6 略

（鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正）

第5条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第2条、第4条関係）			別表第1（第2条、第4条関係）		
区分	報酬又は給料の額		区分	報酬又は給料の額	
知事	月額 <u>1,151,000円</u>		知事	月額 <u>1,143,000円</u>	
副知事	月額 <u>906,000円</u>		副知事	月額 <u>900,000円</u>	
教育委員会 の委員	委員長	月額 <u>192,000円</u>	教育委員会 の委員	委員長	月額 <u>191,000円</u>
	委員（教育長 である者を除く。）	月額 <u>157,000円</u>		委員（教育長 である者を除く。）	月額 <u>156,000円</u>
選挙管理委 員会の委員	委員長	日額 <u>26,100円</u>	選挙管理委 員会の委員	委員長	日額 <u>25,900円</u>
	委員	日額 <u>22,200円</u>		委員	日額 <u>22,000円</u>
監査委員	常勤の監査委 員	月額 <u>552,000円</u> を超え ない範囲において知 事が定める額	監査委員	常勤の監査委 員	月額 <u>548,000円</u> を超え ない範囲において知 事が定める額
	非常 勤の 監査 委員	議会の議 員のうち から選任 された監		非常 勤の 監査 委員	議会の議 員のうち から選任 された監

	査委員				査委員		
	識見を有する者のうちから選任された監査委員	月額	<u>230,000円</u>		識見を有する者のうちから選任された監査委員	月額	<u>228,000円</u>
人事委員会 の委員	委員長	月額	<u>192,000円</u>	人事委員会 の委員	委員長	月額	<u>191,000円</u>
	委員	月額	<u>157,000円</u>		委員	月額	<u>156,000円</u>
労働委員会 の委員	会長	月額	<u>192,000円</u>	労働委員会 の委員	会長	月額	<u>191,000円</u>
	公益委員	月額	<u>157,000円</u>		公益委員	月額	<u>156,000円</u>
	使用者委員及び労働者委員	月額	<u>136,000円</u>		使用者委員及び労働者委員	月額	<u>135,000円</u>
収用委員会 の委員	会長	日額	<u>26,100円</u>	収用委員会 の委員	会長	日額	<u>25,900円</u>
	委員	日額	<u>22,200円</u>		委員	日額	<u>22,000円</u>
海区漁業調 整委員会の 委員	会長	日額	<u>17,100円</u>	海区漁業調 整委員会の 委員	会長	日額	<u>17,000円</u>
	委員	日額	<u>15,100円</u>		委員	日額	<u>15,000円</u>
内水面漁場 管理委員会 の委員	会長	日額	<u>17,100円</u>	内水面漁場 管理委員会 の委員	会長	日額	<u>17,000円</u>
	委員	日額	<u>15,100円</u>		委員	日額	<u>15,000円</u>
公安委員会 の委員	委員長	月額	<u>192,000円</u>	公安委員会 の委員	委員長	月額	<u>191,000円</u>
	委員	月額	<u>157,000円</u>		委員	月額	<u>156,000円</u>
専門委員		日額	<u>15,100円以内</u>	専門委員		日額	<u>15,000円以内</u>
附属機関（鳥取県男女共同 参画推進員を除く。）の委 員その他の構成員		日額	<u>10,200円以内</u>	附属機関（鳥取県男女共同 参画推進員を除く。）の委 員その他の構成員		日額	<u>10,100円以内</u>
鳥取県男女共同参画推進員		日額	<u>15,100円</u>	鳥取県男女共同参画推進員		日額	<u>15,000円</u>
略				略			

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第6条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和34年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与) 第2条 略 2 教育長の給料の額は、月額 <u>74万4,000円</u> を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める。 3・4 略	(給与) 第2条 略 2 教育長の給料の額は、月額 <u>73万9,000円</u> を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める。 3・4 略

(土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例の一部改正)

第7条 土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例（昭和38年鳥取県条例第13号）の

一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(手当の額) 第4条 略 2 参考人の手当の額は、1日につき <u>10,200円</u> とする。	(手当の額) 第4条 略 2 参考人の手当の額は、1日につき <u>10,100円</u> とする。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年鳥取県条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則第7項を次のように改める。

(扶養手当に関する経過措置)

7 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における扶養手当については、第1条の規定による改正後の給与条例第8条の規定にかかわらず、次の表に定める額の扶養手当を支給する。

扶養親族	扶養手当の額
第3条の規定による改正後の給与条例第8条第2項第1号に掲げる扶養親族	10,000円
第3条の規定による改正後の給与条例第8条第2項第2号に掲げる扶養親族	8,000円
第3条の規定による改正後の給与条例第8条第2項第3号から第6号までに掲げる扶養親族	6,500円

備考 職員に配偶者が不在の場合にあつては、この表中「8,000円」とあるのは「8,000円（そのうち1人については10,000円）」と、「6,500円」とあるのは「6,500円（第3条の規定による改正後の給与条例第8条第2項第2号に掲げる扶養親族がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」とする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第8条を改正する部分に限る。）、第5条（鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（以下「知事等条例」という。）第2条の規定の適用を受ける職員以外の職員に関する部分に限る。）及び第7条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(給与改定に伴う在職者の給与の調整)

2 この条例の施行の際に職員（給与条例第3条に掲げる給料表の適用を受ける職員をいい、任用の実情を考慮し当該職員に準ずる取扱いをすることが適当と認める者として人事委員会が定める者を含む。）、任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第6条、任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条並びに知事等条例第2条及び第3条の規定の適用を受ける職員又は教育長である者については、第1条及び第2条の規定による改正後の給与条例（次項において「改正後の給与条例」という。）第7条の3及び別表第1から別表第6までの規定、第3条の規定による改正後の任期付研究員条例（次項において「改正後の任期付研究員条例」という。）の規定、第4条の規定による改正後の任期付職員条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の知事等条例（次項において「改正後の知事等条例」という。）別表第1（知事等条例第2条の規定の適用を受ける職員に関する部分に限る。）の規定、第6条の規定による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（次項において「改正後の教育長条例」という。）の規定並びに第8条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（次項において「改正後の給与条例等の一部改正条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例、改正後の知事等条例、改正後の教育長条例又は改正後の給与条例等の一部改正条例の規定を適用する場合においては、第1条及び第2条の規定による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の任期付研究員条例、第4条の規定による改正前の任期付職員条例、第5条の規定による改正前の知事等条例、第6条の規定による改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例又は第8条の規定による改正前の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例、改正後の知事等条例、改正後の教育長条例又は改正後の給与条例等の一部改正条例の規定による給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整)

4 平成29年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(扶養手当に関する経過措置)

5 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当については、第1条の規定による改正後の給与条例第8条第3項の規定にかかわらず、次の表に定める額の扶養手当を支給する。

扶養親族	職務の級	平成30年度	平成31年度
給与条例第8条第2項第1号に掲げる扶養親族	行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行政8級職員等」という。)及び行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行政9級職員等」という。)以外の職員	6,500円	6,500円
	行政8級職員等及び行政9級職員等	6,500円	3,500円
給与条例第8条第2項第2号に掲げる扶養親族	全ての級の職員	9,200円	9,200円
給与条例第8条第2項第3号から第6号までに掲げる扶養親族	行政8級職員等及び行政9級職員等以外の職員	6,500円	6,500円
	行政8級職員等及び行政9級職員等	6,500円	3,500円

(人事委員会への委任)

6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県行政財産使用料条例及び鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部改正 について (鳥取県行政財産使用料条例の一部改正について)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 最近における建物その他の工作物の減価償却費及び維持管理に要する費用等の状況に鑑み、受益と負担の公平確保を図るため、行政財産の使用料を改める。</p> <p>2 概要 県庁舎講堂の使用料の額を1時間につき2,740円（現行2,850円）とする等、建物その他の工作物の使用料の額を引き下げる。</p> <p>3 施行期日 施行期日は、平成30年4月1日とする。</p>

鳥取県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

鳥取県行政財産使用料条例（昭和39年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後					改正前					
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）					
1 略					1. 略					
2 建物その他の工作物					2 建物その他の工作物					
区分		使用料			区分		使用料			
		単位	金額				単位	金額		
略					略					
その他 の場合	県庁舎 講堂	講堂以 外の部 分	1時間	2,740円	その他 の場合	県庁舎 講堂	講堂以 外の部 分	1時間	2,850円	
			使用面積1 平方メー トルにつき1	6円				使用面積1 平方メー トルにつき1	6円	
	東部庁舎及び 警察本部庁舎	非木造	木造	時間	6円	東部庁舎及び 警察本部庁舎	非木造	木造	時間	6円
					6円					6円
					3円					3円
	県庁 舎、東 部庁舎 及び警 察本部 庁舎 (以下 「県庁 舎等」 とい う。) 以外の 建物					県庁 舎、東 部庁舎 及び警 察本部 庁舎 (以下 「県庁 舎等」 とい う。) 以外の 建物				
プール		1時間	7,940円	プール	1時間		9,020円			
略					略					
備考					備考					
1～6 略					1～6 略					
7 1月以上建物を使用させる場合の使用料の額は、使用面積1平方メートルにつき、次のとおりとする。この場合において、使用期間に1月未満の端数があるときは、日割りをもって計算するものとする。					7 1月以上建物を使用させる場合の使用料の額は、使用面積1平方メートルにつき、次のとおりとする。この場合において、使用期間に1月未満の端数があるときは、日割りをもって計算するものとする。					
(1) 県庁舎等 1月につき <u>1,010円</u>					(1) 県庁舎等 1月につき <u>1,040円</u>					
(2) 非木造の建物（県庁舎等を除く。） 1月につき <u>820円</u>					(2) 非木造の建物（県庁舎等を除く。） 1月につき <u>830円</u>					
(3) 略					(3) 略					
8～10 略					8～10 略					

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

条 例 名 等	当せん金付証券の発売について																
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 当せん金付証券を発売することについて、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概 要 発売総額53億円以内</p> <p>これは、平成30年度において、都道府県及び指定都市が共同して実施する全国自治宝くじ並びに西日本宝くじの本県の発売額である。 （発売議決額 平成28年度：53億円、平成29年度：53億円）</p> <p>【参 考】 〈宝くじの現状〉 全国的に宝くじ販売額が減少する中、本県においても平成29年度上半期販売額は前年同期比95百万円減となったが、来年度については、子育て支援くじの発売やインターネット販売の開始に伴い、売上の増加が期待できる。</p> <p>〈宝くじ販売状況〉 （単位：百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>対前年比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上半期</td> <td>1,341</td> <td>1,246</td> <td>△95</td> </tr> <tr> <td>下半期</td> <td>1,916</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>通年</td> <td>3,257</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		平成28年度	平成29年度	対前年比	上半期	1,341	1,246	△95	下半期	1,916			通年	3,257		
	平成28年度	平成29年度	対前年比														
上半期	1,341	1,246	△95														
下半期	1,916																
通年	3,257																

条 例 名 等	平成28年度決算の認定について																																																																					
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成28年度鳥取県歳入歳出決算を別冊により本議会の認定に付するものである。																																																																					
	2 概要 一般会計歳入歳出決算額 (単位:千円)																																																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>会計名</th> <th>歳入</th> <th>歳出</th> <th>差引</th> <th>翌年度に繰り越すべき財源</th> <th>実質収支</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般会計</td> <td>365,358,852</td> <td>356,558,773</td> <td>8,800,079</td> <td>3,359,489</td> <td>5,440,590</td> </tr> </tbody> </table>						会計名	歳入	歳出	差引	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支	一般会計	365,358,852	356,558,773	8,800,079	3,359,489	5,440,590																																																				
	会計名	歳入	歳出	差引	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支																																																																
	一般会計	365,358,852	356,558,773	8,800,079	3,359,489	5,440,590																																																																
	特別会計歳入歳出決算額 (単位:千円)																																																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>会計名</th> <th>歳入</th> <th>歳出</th> <th>差引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用品調達等集中管理事業特別会計</td> <td>4,355,646</td> <td>4,139,143</td> <td>216,503</td> </tr> <tr> <td>公債管理特別会計</td> <td>84,988,557</td> <td>84,988,557</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>給与集中管理特別会計</td> <td>24,007,952</td> <td>24,007,952</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計</td> <td>284,596</td> <td>151,957</td> <td>132,639</td> </tr> <tr> <td>天神川流域下水道事業特別会計</td> <td>1,396,857</td> <td>918,150</td> <td>478,707</td> </tr> <tr> <td>中小企業近代化資金助成事業特別会計</td> <td>234,660</td> <td>231,865</td> <td>2,795</td> </tr> <tr> <td>就農支援資金貸付事業特別会計</td> <td>127,118</td> <td>28,951</td> <td>98,167</td> </tr> <tr> <td>林業・木材産業改善資金助成事業特別会計</td> <td>267,861</td> <td>60,193</td> <td>207,668</td> </tr> <tr> <td>県営林事業特別会計</td> <td>134,843</td> <td>126,891</td> <td>7,952</td> </tr> <tr> <td>県営境港水産施設事業特別会計</td> <td>276,655</td> <td>261,426</td> <td>15,229</td> </tr> <tr> <td>沿岸漁業改善資金助成事業特別会計</td> <td>360,562</td> <td>50</td> <td>360,512</td> </tr> <tr> <td>港湾整備事業特別会計</td> <td>97,422</td> <td>95,996</td> <td>1,426</td> </tr> <tr> <td>収入証紙特別会計</td> <td>1,865,999</td> <td>1,809,881</td> <td>56,118</td> </tr> <tr> <td>県立学校農業実習特別会計</td> <td>60,973</td> <td>39,422</td> <td>21,551</td> </tr> <tr> <td>育英奨学事業特別会計</td> <td>845,949</td> <td>844,775</td> <td>1,174</td> </tr> </tbody> </table>						会計名	歳入	歳出	差引	用品調達等集中管理事業特別会計	4,355,646	4,139,143	216,503	公債管理特別会計	84,988,557	84,988,557	0	給与集中管理特別会計	24,007,952	24,007,952	0	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	284,596	151,957	132,639	天神川流域下水道事業特別会計	1,396,857	918,150	478,707	中小企業近代化資金助成事業特別会計	234,660	231,865	2,795	就農支援資金貸付事業特別会計	127,118	28,951	98,167	林業・木材産業改善資金助成事業特別会計	267,861	60,193	207,668	県営林事業特別会計	134,843	126,891	7,952	県営境港水産施設事業特別会計	276,655	261,426	15,229	沿岸漁業改善資金助成事業特別会計	360,562	50	360,512	港湾整備事業特別会計	97,422	95,996	1,426	収入証紙特別会計	1,865,999	1,809,881	56,118	県立学校農業実習特別会計	60,973	39,422	21,551	育英奨学事業特別会計	845,949	844,775	1,174
	会計名	歳入	歳出	差引																																																																		
	用品調達等集中管理事業特別会計	4,355,646	4,139,143	216,503																																																																		
	公債管理特別会計	84,988,557	84,988,557	0																																																																		
	給与集中管理特別会計	24,007,952	24,007,952	0																																																																		
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	284,596	151,957	132,639																																																																		
	天神川流域下水道事業特別会計	1,396,857	918,150	478,707																																																																		
	中小企業近代化資金助成事業特別会計	234,660	231,865	2,795																																																																		
就農支援資金貸付事業特別会計	127,118	28,951	98,167																																																																			
林業・木材産業改善資金助成事業特別会計	267,861	60,193	207,668																																																																			
県営林事業特別会計	134,843	126,891	7,952																																																																			
県営境港水産施設事業特別会計	276,655	261,426	15,229																																																																			
沿岸漁業改善資金助成事業特別会計	360,562	50	360,512																																																																			
港湾整備事業特別会計	97,422	95,996	1,426																																																																			
収入証紙特別会計	1,865,999	1,809,881	56,118																																																																			
県立学校農業実習特別会計	60,973	39,422	21,551																																																																			
育英奨学事業特別会計	845,949	844,775	1,174																																																																			

平成28年度鳥取県継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	年割額 円	全 体 の 財 源 内 訳				実 績				比 較					
					左 の 財 源 内 訳				支出済額 円	左 の 財 源 内 訳			年割額と 支出済額の 差 円	左 の 財 源 内 訳				
					国庫支出金	特定財源 地方債	その他	一般財源		国庫支出金	特定財源 地方債	その他		一般財源	国庫支出金	特定財源 地方債	その他	一般財源
			26	24,774,000	円	14,000,000	8,582,000	2,192,000	8,582,760	円	8,582,760	8,582,760	円	14,000,000	△ 760	円	2,192,000	
			27	370,376,000	円	350,000,000		20,376,000	67,850,000	円	67,850,000	67,850,000	円	283,000,000			円	20,376,000
			28	557,569,000	円	557,000,000		569,000	717,395,320	円	717,395,320	717,395,320	円	△ 130,000,000			円	△ 130,000,000
			計	953,319,000	円	921,000,000	8,582,000	23,737,000	793,828,080	円	793,828,080	793,828,080	円	167,000,000	△ 760	円	△ 7,508,320	
1		県庁第二庁舎外壁改修事業費																
2		総務管理費																

<p>条 例 名 等</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (1) 職員の退職手当に関する条例の一部改正について (平成29年10月17日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の一部改正に伴い、地方自治法（昭和22年法律67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 勤続期間について定めた規定中引用する地方独立行政法人法の条項を改める。 (2) 施行期日は、平成30年4月1日とする。</p>

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第9条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員若しくは国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「他の公務員」という。）、企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員若しくは現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）第1条第2項に規定する現業職員（以下「企業職員等」という。）、病院事業の管理者又は教育長が、引き続いて職員となったときにおけるその者の他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の他の公務員又は企業職員等としての引き続いた在職期間については前各項の規定を、病院事業の管理者又は教育長としての引き続いた在職期間については知事等の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第50号）第3条第3項及び第6条（同条例第8条において準用する場合を含む。）の規定を準用して計算するほか、次に掲げる期間をその者の他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者の在職した地方公共団体の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日における</p>	<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第9条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員若しくは国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「他の公務員」という。）、企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員若しくは現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）第1条第2項に規定する現業職員（以下「企業職員等」という。）、病院事業の管理者又は教育長が、引き続いて職員となったときにおけるその者の他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の他の公務員又は企業職員等としての引き続いた在職期間については前各項の規定を、病院事業の管理者又は教育長としての引き続いた在職期間については知事等の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第50号）第3条第3項及び第6条（同条例第8条において準用する場合を含む。）の規定を準用して計算するほか、次に掲げる期間をその者の他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者の在職した地方公共団体の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日における</p>

その者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）又は他の公務員が定員若しくは定数の減少、組織の改廃若しくは予算の減少その他これらに準ずる理由により過員若しくは廃職を生じたことにより退職し、引き続いて職員となったときにおいて、知事がその者の他の公務員としての引き続いた在職期間を通算しないことに定めたときにおける当該他の公務員としての引き続いた在職期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

(1) 略

(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となった場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一

その者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）又は他の公務員が定員若しくは定数の減少、組織の改廃若しくは予算の減少その他これらに準ずる理由により過員若しくは廃職を生じたことにより退職し、引き続いて職員となったときにおいて、知事がその者の他の公務員としての引き続いた在職期間を通算しないことに定めたときにおける当該他の公務員としての引き続いた在職期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

(1) 略

(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第8条第3項に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となった場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地

般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続き再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続き職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(3)～(7) 略

6～9 略

方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続き再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続き職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(3)～(7) 略

6～9 略

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成29年11月16日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成29年11月16日専決処分したので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 島根県安来市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を8割とし、県は、損害賠償金94,418円を和解の相手方に支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 平成29年4月18日 午後2時45分頃</p> <p>イ 事故発生場所 米子市糞町一丁目地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県西部県税事務所所属の職員が、徴収業務のため軽乗用自動車を運転中、駐車場内において発進する際、右方から進行してきた和解の相手方使用の小型乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p>(参考) ・損害賠償金 94,418円 うち、保険支払額 64,418円、県費支出額 30,000円（免責額3万円） ・県側車両損害額 44,014円 うち、相手方からの賠償額 8,803円、県実質負担額 35,211円</p>

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	総務部総務課	物品 保守	デスクトップパソコン バーコードリーダー レシートプリンター	1台 1台 1台	広島県広島市中区紙屋町一丁目2番22号 富士通リース株式会社 中国支店	861,840	平成29年12月1日 ～平成33年1月31日	鳥取県総務部総務課 県庁内図書室
2	総務部情報政策課	物品 保守	ノートパソコン デスクトップパソコン モバイルパソコン	2,867台 94台 42台	米子市流通町430番地17 日通商事株式会社 山陰営業センター	264,798,720	平成30年3月1日 ～平成34年2月28日	鳥取県総務部情報政策課 他321所属

